

さいたま市地域防災計画

(大規模事故等対策編)

令和6年3月
さいたま市防災会議

さいたま市地域防災計画

大規模事故等対策編

目 次

第1部	大規模事故等対策計画	
第1章	大規模火災対策計画	1
第1節	大規模火災予防	2
	【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、復旧計画部、 施設復旧部、消防部、区本部、道路管理者】	
第2節	大規模火災対策計画	7
	【総括部、消防部】	
第2章	危険物等災害対策計画	11
第1節	危険物等災害予防	12
	【総括部、消防部、秘書・広報部、区本部、警察】	
第2節	危険物等災害応急対策計画	13
	【消防部、警察、施設管理者】	
第3節	高圧ガス災害応急対策計画	14
	【消防部、施設管理者】	
第4節	火薬類災害応急対策計画	15
	【消防部、警察、施設管理者】	
第5節	毒物・劇物災害応急対策計画	16
	【消防部、警察、施設管理者】	
第3章	鉄道事故対策計画	17
第1節	鉄道事故対策計画	18
	【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、復旧計画部、 消防部、区本部、鉄道事業者】	
第2節	東日本旅客鉄道(株)高崎支社	21
	【東日本旅客鉄道(株)高橋支社】	
第3節	東日本旅客鉄道(株)大宮支社	23
	【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】	
第4節	東武鉄道(株)	26
	【東武鉄道(株)】	
第5節	埼玉新都市交通(株)	27
	【埼玉新都市交通(株)】	

第6節	埼玉高速鉄道(株)	28
	【埼玉高速鉄道(株)】	
第4章	道路災害対策計画	30
第1節	道路災害予防	30
	【総括部、秘書・広報部、道路管理者、警察】	
第2節	道路災害応急対策	33
	【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、施設復旧部、市民部、 区本部、消防部、道路管理者】	
第5章	航空機事故対策計画	38
第1節	航空機事故応急対策	38
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、 市民部、消防部、区本部、航空機所有事業者】	
第6章	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策	43
第1節	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害予防	44
	【総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、教育部、環境部、消防部、 水道部、区本部、警察、放射性同位元素使用事業者】	
第2節	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害応急対策	49
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、福祉部、環境部、 教育部、消防部、経済部、水道部、施設復旧部、市民部、区本部、警察、 道路管理者、鉄道事業者、放射性同位元素使用事業者】	
第7章	NBC災害等による人身被害対策計画	61
第1節	NBC災害等による人身被害応急対策	61
	【各部、総括部、秘書・広報部、情報・避難部、保健衛生部、 市民部、環境部、消防部、区本部】	
第8章	電気通信設備災害対策計画	65
第1節	目的	65
第2節	災害予防計画	65
第3節	災害発生時の対策	66
	【東日本電信電話(株)埼玉事業部】	
第9章	電力施設応急対策計画	68
第1節	目的	69
第2節	非常態勢の組織	69
第3節	組織の運営	69
	【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】	

第4節	平常時の対策	71
	【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】	
第5節	非常災害対策活動	73
	【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】	
第6節	復旧活動	74
	【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】	
第10章	ガス施設防災業務計画	76
第1節	目的	77
第2節	運用	77
第3節	防災体制の確立	77
	【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】	
第4節	災害予防に関する事項	78
	【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】	
第5節	災害応急対策に関する事項	81
	【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】	
第6節	災害復旧に関する事項	83
	【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】	
第11章	文化財災害対策計画	85
第1節	基本方針	85
第2節	実施計画	85
	【教育部】	
第12章	周辺火山噴火対策計画	87
第1節	被害想定と対策方針の検討	88
	【総括部、秘書・広報部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】	
第2節	予防計画の検討と実施	89
	【総括部、情報・避難部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】	
第3節	応急対策の検討と実施	90
	【総括部、情報・避難部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】	
第4節	火山情報の収集と市民への広報	91
	【総括部、秘書・広報部、財政・被害調査部、各部】	
第5節	応急対策	93
	【経済部、施設復旧部、警察署、道路管理者、鉄道事業者、ライフライン機関】	
第6節	火山灰処理等の検討と実施	94

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、財政・被害調査部、復旧計画部、
施設復旧部、経済部、水道部、環境部、市民部、区本部】

第2部	その他の災害対策計画	
第1章	雹害対策	97
	【各部、総括部、情報・避難部、経済部、区本部、施設復旧部、道路管理者、警察】	
第1節	災害予防	97
第2節	災害応急対策	98
第2章	濃霧対策	99
	【総括部、施設復旧部、道路管理者、警察】	
第1節	災害予防	99
第2節	災害応急対策	99

項目	実施担当	ページ	協力					区災害対策本部	関係機関等
			第一部	第二部	第三部	第四部	第五部		
大規模事故等対策編									
第1部	大規模事故等対策計画	1							
第1章	大規模火災対策計画	1							
第1節	大規模火災予防	2					●	道路管理者	
第2節	大規模火災対策計画	7							
第2章	危険物等災害対策計画	11							
第1節	危険物等災害予防	12					●	警察	
第2節	危険物等災害応急対策計画	13						警察、施設管理者	
第3節	高圧ガス災害応急対策計画	14						施設管理者	
第4節	火薬類災害応急対策計画	15						警察、施設管理者	
第5節	毒物・劇物災害応急対策計画	16						警察、施設管理者	
第3章	鉄道事故対策計画	17							
第1節	鉄等事故対策計画	18	●	●	●	●	●	●	
第2節	東日本旅客鉄道㈱高崎支社	21						東日本旅客鉄道㈱高崎支社	
第3節	東日本旅客鉄道㈱大宮支社	23						東日本旅客鉄道㈱大宮支社	
第4節	東武鉄道㈱	26						東武鉄道㈱	
第5節	埼玉新都市交通㈱	27						埼玉新都市交通㈱	
第6節	埼玉高速鉄道㈱	28						埼玉高速鉄道㈱	
第4章	道路災害対策計画	30							
第1節	道路災害予防	30						道路管理者、警察	
第2節	道路災害応急対策	33					●	道路管理者	
第5章	航空機事故対策計画	38							
第1節	航空機事故応急対策	38	●	●	●	●	●	●	
第6章	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策	43							
第1節	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害予防	44					●	警察、放射性同位元素使用事業者	
第2節	放射性物質事故及び広域放射能汚染災害応急対策	49	●	●	●	●	●	●	
第7章	NBC災害等による人身被害対策計画	61							
第1節	NBC災害等による人身被害応急対策	61	●	●	●	●	●	●	
第8章	電気通信設備災害対策計画	65							
第1節	目的	65							
第2節	災害予防計画	65							
第3節	災害発生時の対策	66						東日本電信電話㈱埼玉事業部	
第9章	電力施設応急対策計画	68							
第1節	目的	69							
第2節	非常態勢の組織	69							
第3節	組織の運営	69						東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	
第4節	平常時の対策	71						東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	
第5節	非常災害対策活動	73						東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	
第6節	復旧活動	74						東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	
第10章	ガス施設防災業務計画	76							
第1節	目的	77							
第2節	運用	77							
第3節	防災体制の確立	77						東京ガス㈱, 東京ガスネットワーク㈱, 東彩ガス㈱	
第4節	災害予防に関する事項	78						東京ガス㈱, 東京ガスネットワーク㈱, 東彩ガス㈱	
第5節	災害応急対策に関する事項	81						東京ガス㈱, 東京ガスネットワーク㈱, 東彩ガス㈱	
第6節	災害復旧に関する事項	83						東京ガス㈱, 東京ガスネットワーク㈱, 東彩ガス㈱	
第11章	文化財災害対策計画	85							
第1節	基本方針	85							
第2節	実施計画	85							
第12章	周辺火山噴火対策計画	87							
第1節	被害想定と対策方針の検討	88							
第2節	予防計画の検討と実施	89							
第3節	応急対策の検討と実施	90							
第4節	火山情報の収集と市民への広報	91	●	●	●	●	●		
第5節	応急対策	93						警察署、道路管理者、鉄道事業者、ライフライン機関	
第6節	火山灰処理等の検討と実施	94					●		
第2部	その他の災害対策計画	97							
第1章	雷害対策	97	●	●	●	●	●	●	
第1節	災害予防	97						道路管理者、警察	
第2節	災害応急対策	98	●	●	●	●	●	●	
第2章	濃霧対策	99						道路管理者、警察	
第1節	災害予防	99						道路管理者	
第2節	災害応急対策	99						道路管理者	

大規模事故等対策編

- 第 1 部 大規模事故等対策計画
- 第 2 部 その他の災害対策計画

第1部 大規模事故等対策計画

第1章 大規模火災対策計画

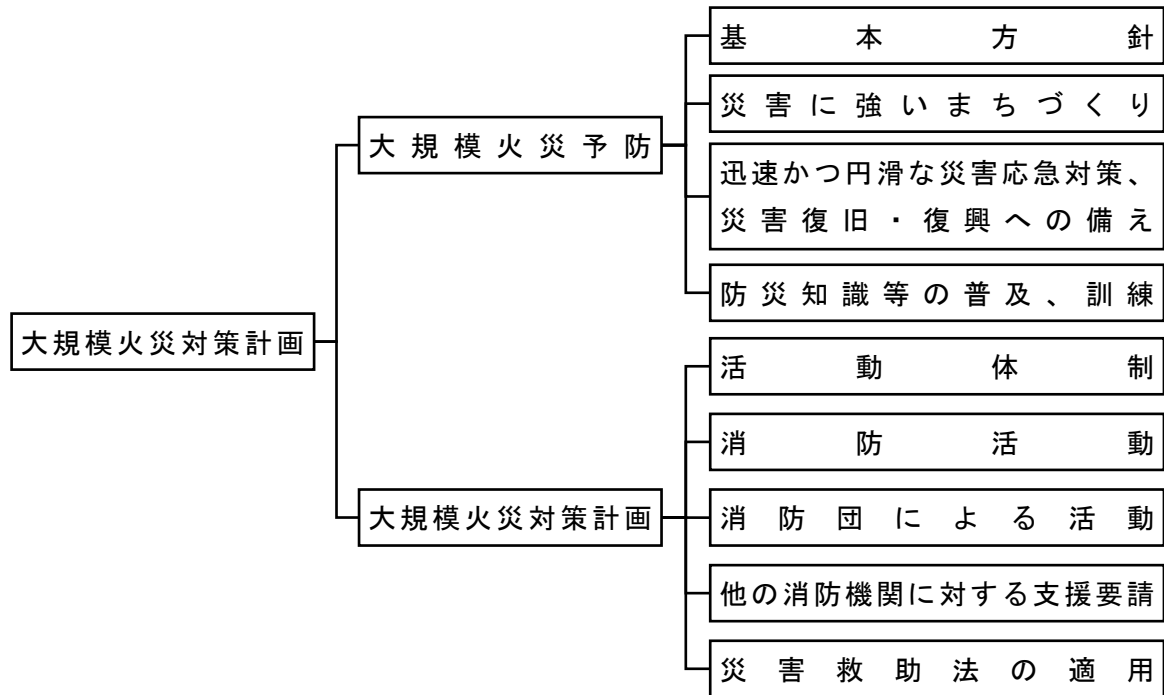


図1-1-1 大規模火災対策計画に係る対策の体系

第1節 大規模火災予防

表1-1-1 大規模火災予防に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 防災知識の普及・啓発 ② 情報の収集・連絡体制の整備 ③ 防災関係機関との連携体制の整備 ④ 避難誘導路の指定、周知徹底 ⑤ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定 ⑥ 市民への情報提供体制の整備 ⑦ 防災訓練の実施 ⑧ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
情報・避難部	① 避難収容活動への備え
復旧計画部	① 災害に強いまちづくりの推進 ② 建築物の不燃化の推進
施設復旧部	① 災害に強いまちづくりの推進 ② 建築物の不燃化の推進 ③ 緊急輸送道路等の整備 ④ 施設復旧のための体制及び資機材の整備
消防部	① 消防用設備等の整備、維持管理 ② 情報の収集・連絡体制の整備 ③ 火災に関する情報の分析整理 ④ 消火活動体制の整備 ⑤ 防災訓練の実施
区本部	① 避難収容活動への備え ② 広報体制の整備
道路管理者	① 緊急輸送道路の整備

第1 基本方針

【総括部、復旧計画部、施設復旧部、消防部】

1 趣旨

建築物が建て詰まりしている市街地での大規模火災により、多数の死傷者等の発生や、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

2 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備等の計画的な整備、配置、さらには、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

3 現況

(1) 災害に強いまちづくり

消防法の効果的な運用により、共通編第2部第3章第4節に示すように各種火災予防対策を実行している。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え

迅速な情報の収集、伝達のため、共通編第2部第2章第2節に示すような災害情報収集伝達体制の整備を行っている。

(3) 防災知識の普及、訓練

各種のパンフレット、本市のホームページへの掲載のほか、防災展示ホールの活用等により、市民に対し防災情報を提供している。

第2 災害に強いまちづくり

【施設復旧部、復旧計画部、消防部】

1 災害に強いまちの形成

本市は、火災による被害の発生を予防・軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅が建て詰まりしている市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定や、防火性に配慮した地区計画の指定などを行い、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

本市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

本市は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また、事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、施設復旧部、
消防部、区本部、道路管理者】

1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、関係市町村、関係都県、警察等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 情報の分析整理

本市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に活かす。

(3) 通信手段の確保

本市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、本市の整備する情報連絡システムについては、共通編 第2部 第2章 第2節 「災害情報収集伝達体制の整備」に準ずる。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

本市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、平常時からの関係機関との連携を強化しておく。

また、本市は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるとともに、県は県特別機動援助隊（埼玉SMART）による人命救助活動等の支援体制を整備するものとする。

(3) 広報体制の整備

本市は、大規模火災発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

3 消火活動体制の整備

本市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

本市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、本市は、緊急輸送道路等の整備に努める。

また、本市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

本市は、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するよう啓発に努める。

また、本市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所

本市は、公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に指定緊急避難場所・指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努める。

また、指定避難所とされた建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、本市は、あらかじめ指定避難所等の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、これらの地域においては、あらかじめ広域避難場所を選定・確保する。

6 施設、設備の応急復旧活動

本市、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておく。

7 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本市は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、本市は、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ整備しておく。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

本市は、県及び事業者と協力して、住民参加による大規模火災を想定したより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

本市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第4 防災知識等の普及、訓練

【総括部、消防部】

1 防災知識の普及

本市は、県及び関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や指定避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図る。

本市は、木造住宅が密集している地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、市民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及・啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

2 防災関連設備等の普及

本市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

3 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

4 予防教育の指導

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

ア 学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理権原者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図る。

イ 防火管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計

画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。

また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等について、指導徹底を図る。

(4) 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

(5) 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、発生地の消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

(6) 住宅用火災警報器の普及促進

火災による被害を軽減するため、地域関係団体との連携及び各種広報媒体を活用して、住宅用火災警報器の普及・啓発を図る。

第2節 大規模火災対策計画

表 1-1-2 大規模火災対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 災害救助法の適用申請
消防部	① 活動体制の整備 ② 災害情報の収集 ③ 大規模火災への対応の実施 ④ 消防団による消防活動の展開 ⑤ 他の消防機関に対する支援要請

大規模な火災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定める。

第1 活動体制

【総括部、消防部】

本市は、本市域に大規模な火災が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

配備基準は、風水害対策編第1部第7章第2節に示すように、消防機関を主体とした

消火活動及び市民に対する避難指示、救出・救護等を行う。

また、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次の条例、要綱等に定めるところによる。

- (注) 「さいたま市災害対策本部条例」
「さいたま市災害対策本部要綱」

第2 消防活動

【消防部】

消防活動は、風水害対策編第1部第7章に示すものとし、特に次の項目について留意する。

1 情報収集、伝達

(1) 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、高所カメラ等、参集職員の情報等を統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防局長は災害の状況を市長に対して報告し、支援要請等の手続に遅れのないように働きかける。

(3) 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

2 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防災計画に基づき鎮圧にあたる。その際、次の原則に則る。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

- ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により、火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により、延焼を阻止する。要救助者の救出とその負傷者に対しての応急処置を行い、医療機関等へ搬送を行う。

第3 消防団による活動

【消防部】

消防活動は、風水害対策編第1部第7章に基づいて、特に次の項目について留意する。

1 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガス・電気の使用中止等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難経路確保のための消火活動を、消防部各班と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

消防部各班による活動を補佐し、要救助者の救出と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

なお、避難誘導にあたっては、風水害対策編第1部第10章第2節に示す手順により行う。

5 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防部各班に連絡する。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防部各班と協力して行う。

第4 他の消防機関に対する支援要請

【消防部】

1 消防相互応援協定・緊急消防援助隊による支援要請

本市の消防力で十分な活動が困難である場合には、他の協定締結市町村に支援を要請し、また、知事等を通じて県内の他の消防機関に支援を要請する。

2 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

支援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び支援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 支援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 被災市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する要請側の支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、支援要請を行う消防機関は連絡係を設け、受入体制を整えておく。

第5 災害救助法の適用

【総括部】

市長は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法に基づく救助実施市の長として、同法の適用を決定し、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。これについては、風水害対策編第1部第5章に示す。

第2章 危険物等災害対策計画

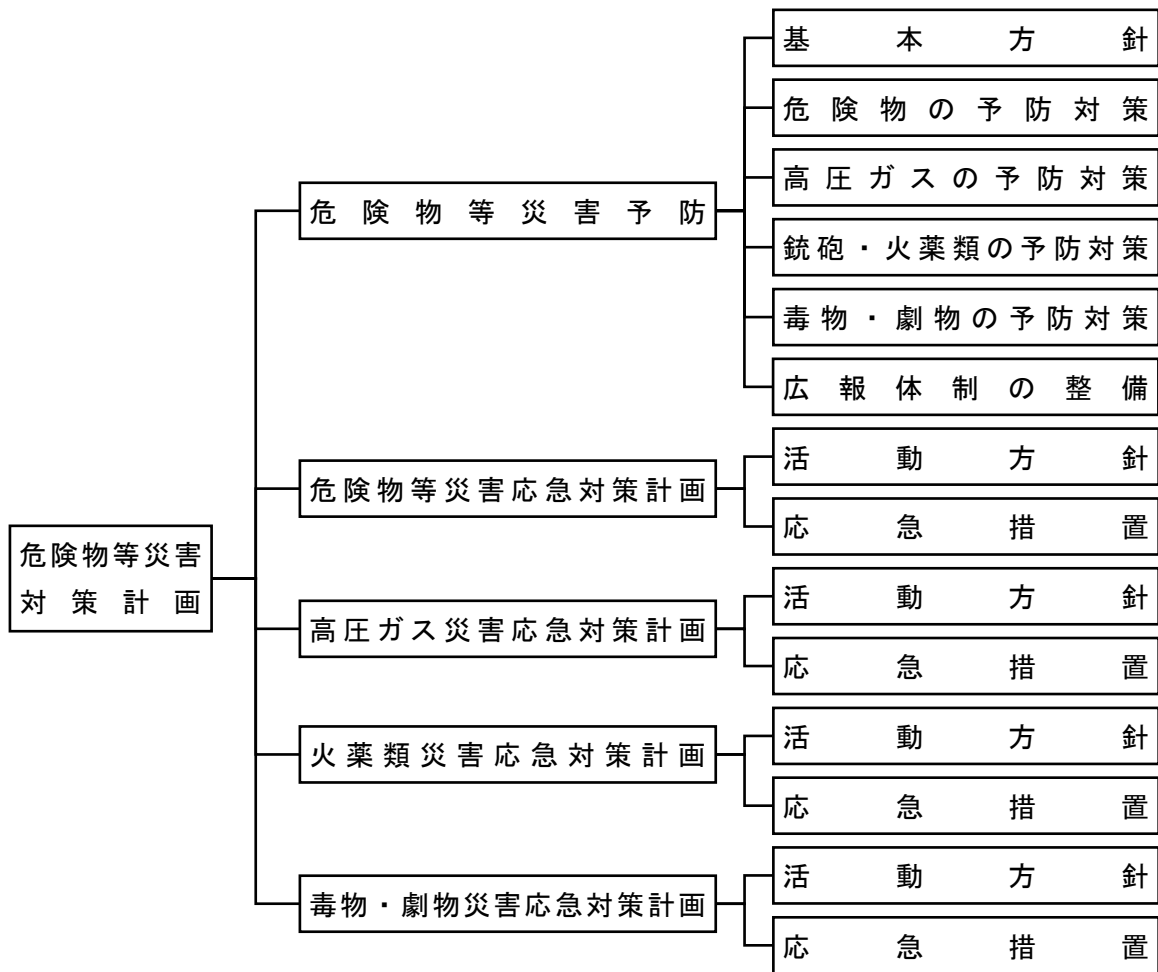


図 1-2-1 危険物等災害対策計画に係る施策の体系

第1節 危険物等災害予防

表 1-2-1 危険物等災害予防に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部 消防部	① 危険物に関する保安教育及び防火思想の啓発 ② 危険物製造所等の整備改善指導 ③ 高圧ガス施設に関する予防対策の指導 ④ 銃砲・火薬類に関する予防対策の実施 ⑤ 毒物・劇物に関する予防対策の実施 ⑥ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
区本部	① 広報体制の整備
警察	① 銃砲・火薬類に関する予防対策の実施

第1 基本方針

【総括部、消防部】

1 趣旨

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

2 留意点

本市は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

第2 危険物の予防対策

【総括部、消防部】

1 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- (2) 立入検査を実施して災害防止の指導をする。

2 次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- (2) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- (3) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

3 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

- (1) 施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- (2) 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

第3 高圧ガスの予防対策

【国、総括部、消防部、警察】

1 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガ

ス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。

- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- 3 高圧ガスに関する保安講習会等を開催し、防災上の指導を行う。
- 4 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

第4 銃砲・火薬類の予防対策

【総括部、消防部、警察】

- 1 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

第5 毒物・劇物の予防対策

【総括部、保健衛生部、消防部、警察】

- 1 毒物・劇物の販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 警察と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。

第6 広報体制の整備

【総括部、秘書・広報部、区本部】

本市は、危険物等災害事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

第2節 危険物等災害応急対策計画

表1-2-2 危険物等災害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部、警察、施設管理者	① 関係機関への連絡 ② 危険物に関する応急措置の実施

高圧ガス、火薬類及び毒物・劇物類により大規模な事故等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関

の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定めるものとする。

第1 活動方針

【消防部、警察、施設管理者】

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

第2 応急措置

【施設管理者】

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- 1 危険物の流出及び拡散の防止
- 2 流出した危険物の除去、中和等
- 3 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- 4 その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3節 高圧ガス災害応急対策計画

表1-2-3 高圧ガス災害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部、施設管理者	① 関係機関への連絡 ② 高圧ガスに関する応急措置の実施

第1 活動方針

【消防部、施設管理者】

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合は、二次的災害を起こすおそれがあることから、作業は必ず中止し、必要に応じ、ガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため避難させる等の措置を講じるとともに関係機関に通報させる。

第2 応急措置

【消防部、施設管理者】

- 1 本市は、高圧ガス災害に対しては、本編第1部第1章「大規模火災対策計画」に準じて対処する。
- 2 施設等の責任者は、消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じ

る。

- (1) 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- (3) 上に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害をほかに及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

第4節 火薬類災害応急対策計画

表1-2-4 火薬類災害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部	① 関係機関への連絡 ② 火薬類に関する応急措置の実施
警察	① 関係機関への連絡 ② 火薬類に関する応急措置の実施
施設管理者	① 関係機関への通報 ② 火薬類に関する応急措置の実施

第1 活動方針

【消防部、警察、施設管理者】

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれのあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の施設を管理する責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員等のうち、最寄の者に届出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

第2 応急措置

【消防部、警察、施設管理者】

施設を管理する責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 1 本市は、火薬類災害に対しては、本編第1部第1章「大規模火災対策計画」に準じて対処する。
- 2 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- 3 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等、安全な措置を講じる。

- 4 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立ち入り禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講じる。

第5節 毒物・劇物災害応急対策計画

表 1-2-5 毒物・劇物災害応急対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
消防部、警察、施設管理者	① 関係機関への連絡 ② 毒物・劇物に関する応急措置の実施

第1 活動方針

【消防部、警察、施設管理者】

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について、保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、施設を管理する責任者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

第2 応急措置

【消防部、施設管理者】

- 施設を管理する責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。
 - 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の防除措置を講じる。
 - 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
 - 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要因、資材確保等活動体制を確立する。
- 通報を受けた者は、緊急連絡網等により、災害状況について迅速かつ的確に連携を取り、状況に即した活動体制を確立する。
- 本市は、毒物・劇物災害に対しては、本編第1部第7章「NBC災害等による人身被害対策計画」に準じて対処する。

第3章 鉄道事故対策計画

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

市内の鉄道事業者には、東日本旅客鉄道(株)高崎支社、東日本旅客鉄道(株)大宮支社、東武鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)があり、各社で対策計画を策定している。

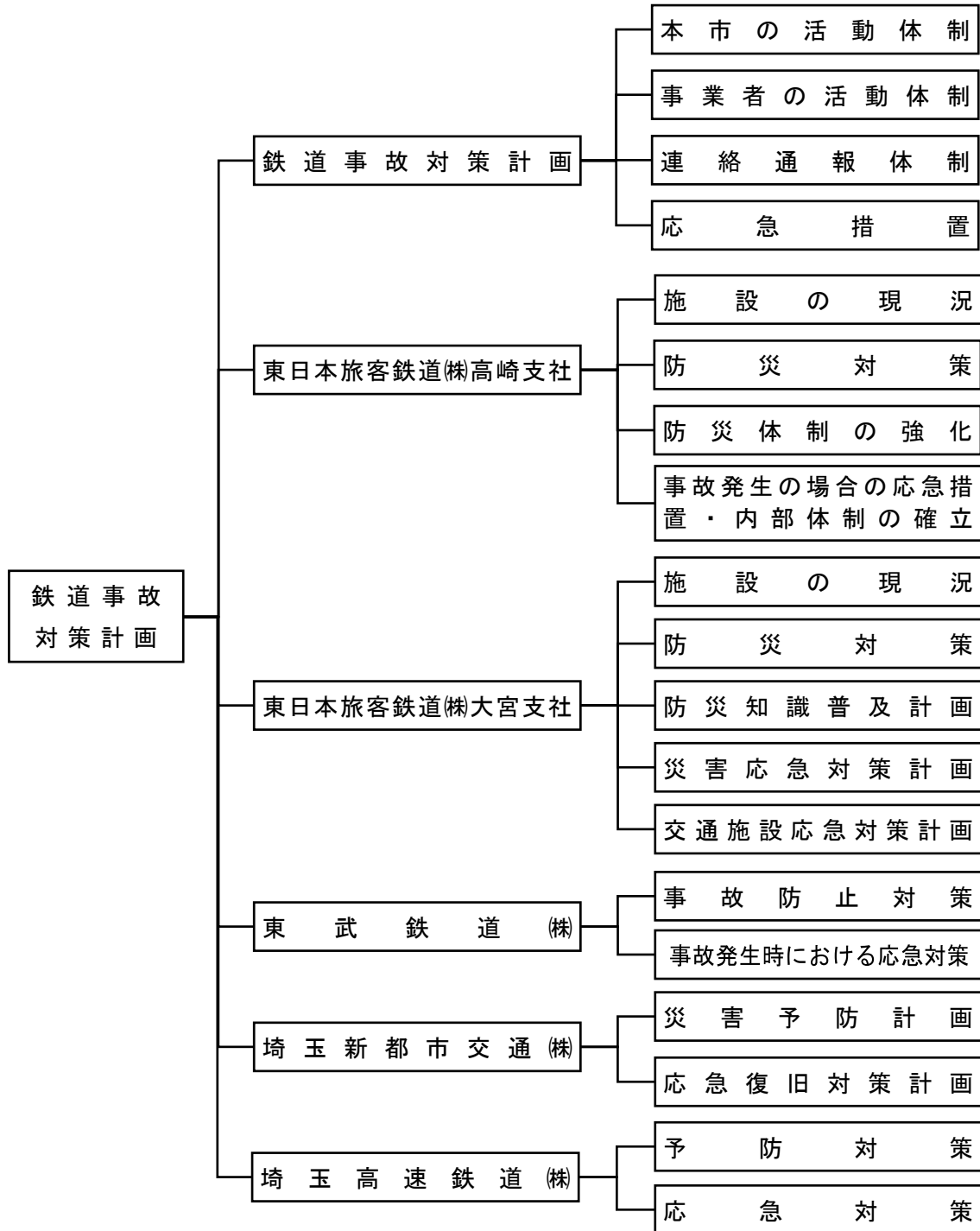


図 1-3-1 鉄道事故対策計画に係る施策の体系

第1節 鉄道事故対策計画

表 1-3-1 鉄道事故対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 鉄道事故に対する応急対策の実施
総括部	① 鉄道事故の被害状況の把握及び県への報告 ② 関係機関への支援要請 ③ 放射能汚染その他災害の対策の検討依頼 ④ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
保健衛生部	① 医療救護活動の実施 ② 広報体制の整備
福祉部	① 医療救護活動の実施 ② 広報体制の整備
復旧計画部	① 公共交通機関との復旧等の連絡調整
消防部	① 乗客等の避難の実施 ② 救出、救護活動の実施 ③ 消防活動の実施
区本部	① 乗客等の避難の実施 ② 広報体制の整備
鉄道事業者	① 鉄道事故災害応急対策の実施 ② 関係機関への連絡通報 ③ 放射能汚染その他災害の対策の検討

第1 本市の活動体制

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、区本部】

本市は、本市域に鉄道事故が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

配備基準は、風水害対策編第1部第1章第2節に従い、避難指示、救出、救護、消火活動等にあたる。

また、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次の条例、要綱等に定める。

(注) 「さいたま市災害対策本部条例」

「さいたま市災害対策本部要綱」

なお、本市は、鉄道事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

第2 事業者の活動体制

【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、初期消火、避難誘導、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

第3 連絡通報体制

【鉄道事業者】

鉄道事故発生時の通信連絡手段は風水害対策編第1部第2章第2節及び第3節に従い、次の体制による。

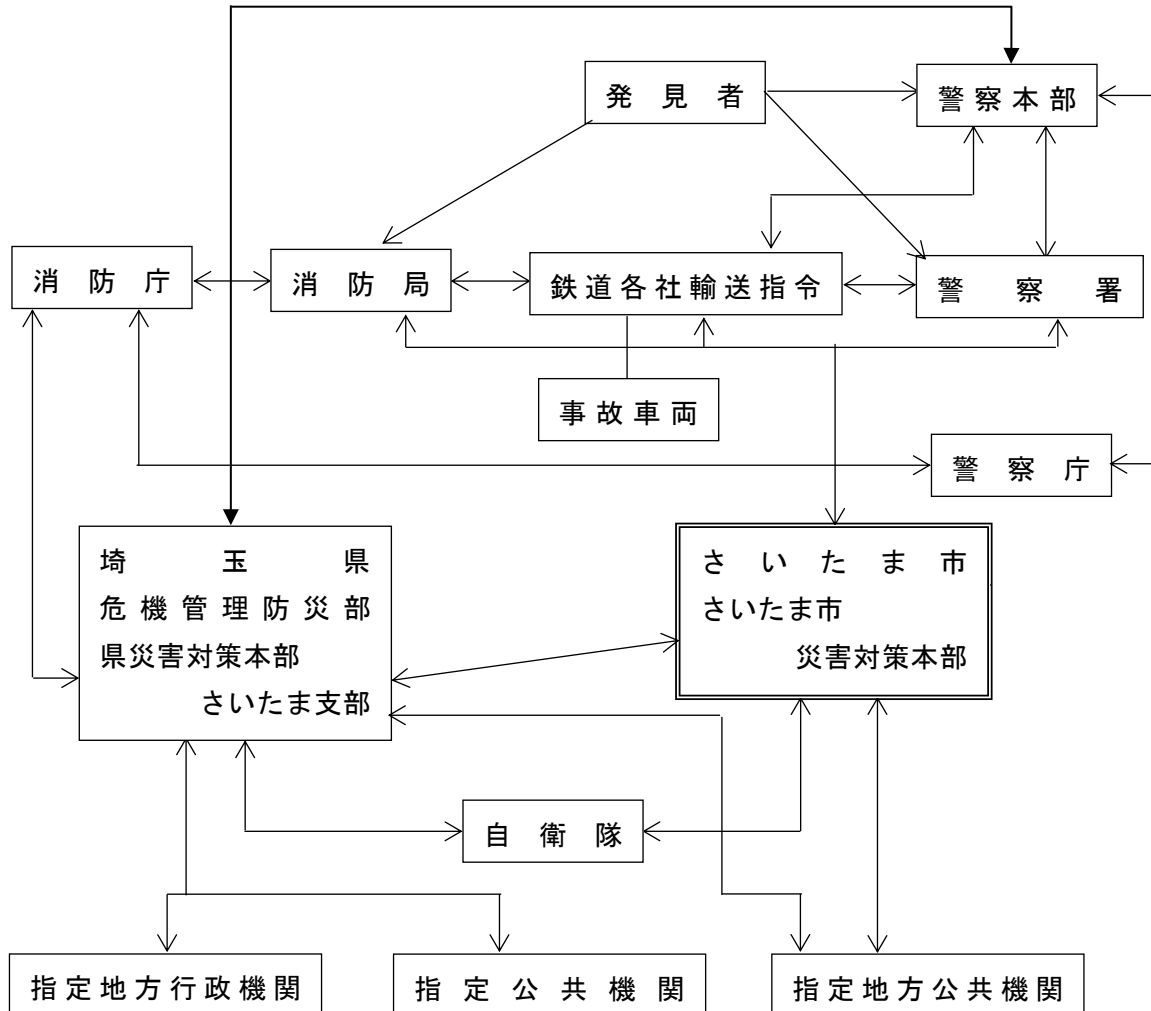


図1-3-2 鉄道事故の連絡通報体制

第4 応急措置

【総括部、保健衛生部、福祉部、復旧計画部、消防部、区本部】

鉄道事故発生時の応急措置は、震災編第1部に定める震災応急対策計画に基づくものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

1 情報収集

本市は、本市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県への報告、その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、風水害対策編第1部第2章第2節及び第3節に示す。

2 乗客等の避難

本市は、鉄道事故が発生し、乗客等の身体生命に危険が及ぶおそれがある場合は、速やかに避難誘導を行うものとする。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、子供等の要配慮者を優先して誘導する。

消防機関は、事業者、警察等と協力し、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

3 災害現場周辺の住民の避難

市長、消防局長又は消防署長等は、鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶと認められたときは、風水害対策編第1部第10章第2節に示すように、避難の指示を行う。

4 救出、救護

本市は、警察等と協力して、風水害対策編第1部第10章に基づき救出、救護活動にあたる。

また、協力者の動員も行う。

5 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、人命の救出、救護が中心となるため、人命の安全確保を最優先とした消防活動を実施する。

6 支援要請

本市は、鉄道事故発生時において、県、各地方公共団体及び関係機関との相互の応援協力により、適切な応急救助を実施する。

なお、自衛隊への支援要請は、風水害対策編第1部第4章に、また、他機関への支援要請は、風水害対策編第1部第3章に示す。

7 医療救護

本市は、本市域に鉄道事故が発生した場合、風水害対策編第1部第10章第4節に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第2節 東日本旅客鉄道(株)高崎支社

表1-3-2 東日本旅客鉄道(株)高崎支社に係る実施項目

担当部署	実施項目
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	① 気象状態の観測 ② 災害発生のおそれのある箇所把握 ③ 非常招集計画の樹立 ④ 応急復旧計画の樹立 ⑤ 事故発生時の応急措置の実施 ⑥ 救護活動の実施 ⑦ 防災対策の実施

第1 施設の現況

【東日本旅客鉄道(株)高崎支社】

本市における施設の現況は、次に示すとおりである。

表1-3-3 高崎支社管内の路線延長

線名	延長 (km)	記事
高崎線	13.58	複線
合計	13.58	

(注) 延長は、東京支社分を含む。

第2 防災対策

【東日本旅客鉄道(株)高崎支社】

高崎支社管内の高崎線（埼玉県）における線路防護工作物は次に示すとおりである。

表1-3-4 高崎支社管内の線路防護工作物

2023年9月1日現在

線名	既設防護設備 (か所)		防護設備計画 (か所)	
	土留壁 (護岸含む)	のり面防護工	土留壁 (護岸含む)	のり面防護工
高崎線	248	17	0	0
合計	248	17	0	0

第3 防災体制の強化

【東日本旅客鉄道(株)高崎支社】

1 気象状態の観測

気象状況の把握のため、設置している雨量計及び風速計を用い、風雨に対し常時観測を実施する。

雨量計設置箇所 高崎線 北上尾駅、北本駅、吹上駅、籠原駅、本庄駅

八高線 越生駅、小川町駅、折原駅、用土駅、丹荘駅

風速計設置箇所 折原駅～寄居駅間

2 防災業務実施計画

地震やその他災害の発生時にお客さま及び社員等の地震の安全確保のため、早期情報把握、負傷者の早期救出・救命を図るよう、防災体制の整備、対策本部設置による指揮命令系統の確立などのほか、関係行政機関、関係公共機関及び他会社をはじめとした関係各社との連携を図る目的として、策定した防災業務実施計画に基づき必要な教育、訓練を実施する。

3 総合防災訓練（事業所内）

大規模地震や大規模輸送障害の発生を想定し、救助・救命、お客さまの避難誘導、災害復旧等の判断力と技能の養成及び迅速かつ適切な災害復旧活動の遂行を目的とし、総合防災訓練を実施する。

- （例）・社員、家族の安否確認訓練
- ・非常参集訓練
 - ・情報収集、初動対応訓練
 - ・社内機関での災害対策訓練 等

第3節 東日本旅客鉄道(株)大宮支社

表1-3-5 東日本旅客鉄道(株)大宮支社に係る実施項目

担当部署	実施項目
東日本旅客鉄道(株)大宮支社	① 防災知識の普及・啓発 ② 火災予防の啓発 ③ 防災訓練の実施 ④ 非常参集訓練の実施 ⑤ 施設防御訓練の実施 ⑥ 災害対策本部、現地対策本部の設置 ⑦ 応急対策の実施 ⑧ 防災対策の実施 ⑨ 災害応急対策計画

第1 施設の現況

【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

本市内における東日本旅客鉄道(株)の施設は、次に示すとおりである。

表1-3-6 さいたま市における東日本旅客鉄道(株)大宮支社施設の現況

線名	延長	記事
東北本線	13.13km	明18.7.16開通
東北本線(新幹線)	13.72km	昭57.6.23開通(上野～大宮間 昭60.3.14開通)
高崎線	13.58km	明16.7.28開通
高崎線(新幹線)	13.72km	昭57.11.15開通
川越線	9.26km	昭15.7.22開通
埼京線	8.81km	昭60.9.30開通
武蔵野線	10.74km	昭48.4.1開通

(注) 延長は、高崎支社分を含む。

第2 防災対策

【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

大宮支社管内において線路の被害防止のため、土留、のり面工の防災措置を施してある。

第3 防災知識普及計画

【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

1 計画方針

本市並びに関係防災機関は、相互に緊密な連絡を保ち、単独、又は、共同して市民のための防災知識を普及広報するとともに常に防災知識の向上に努めるよう計画する。

2 普及広報について

大宮支社では、春秋の火災予防運動期間中、立看板、ポスター等を駅に掲出して火災予防について啓発する。

3 非常参集訓練

- (1) 9月1日(防災の日)に管内各機関(大宮支社を含む)ごとに事故並びに地震等の災害発生を想定し非常参集訓練を実施する。
- (2) 訓練内容は、事故及び地震等の災害の発生の想定に基づき各勤務箇所又は事故現場までの所要時間の調査確認、連絡方法の可否を検討するとともに支社対策本部の設置運営訓練もあわせて実施する。

4 施設防護訓練

大宮支社では防災週間(8月30日～9月5日)中に土砂崩壊、又は橋りょう流失復旧訓練又は駅舎崩壊等の訓練を実施する。訓練項目は、次のとおりである。

- (1) 通報連絡
- (2) 列車防護
- (3) 応急復旧措置等

第4 災害応急対策計画

【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

1 災害対策本部等の組織及びその業務

風水害・地震その他の災害を予防し、当該災害の状況に応じて、大宮支社及び地区センターに次の対策本部を設置するとともに、災害現場には現地対策本部を設置し、災害応急対策・災害復旧の推進を図る。

- (1) 大宮支社災害対策本部の組織及び業務分担は別に定めるところによる。
- (2) 地区対策本部
地区センターに設置し、その組織及び業務分担は、その実情に応じ地区センター所長があらかじめ定める。
- (3) 現地対策本部
災害現場に設置する。ただし、現地対策本部長は、災害種別・規模に応じ大宮支社長が指定する。

2 人員の輸送計画

災害が発生した場合、人員輸送に対する運賃減免については別に定める基準によって実施する。運賃減免要請については受取人(知事、市町村長又は日赤支部長)が大宮支社長に運賃減免の申請をし、東日本旅客鉄道(株)において必要と認めるときは、その取扱いをする。

第5 交通施設応急対策計画

【東日本旅客鉄道(株)大宮支社】

- 1 東日本旅客鉄道(株)としては、災害時における列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。
 - (1) 迂回又は折返し運転
 - (2) 臨時列車の特発
 - (3) バス又は徒歩連絡
 - (4) 降雪時における終夜運転の措置及び必要により除雪作業の実施

- 2 災害により列車の運転を中止し、又は徐行運転をする場合は次の基準に従う。
 - (1) 河川が著しく増水したとき
 - (2) 強風のとき
 - (3) 濃霧のとき
 - (4) 地震のとき

- 3 応急対策用資材及び施設等

東日本旅客鉄道(株)大宮支社による応急対策用資器材及び施設の保有状況は、次に示すとおりである。

表 1-3-7 応急対策用資材及び施設等（物資、資器材等備蓄保有状況）

品名	所在地及び管理者	備考
(物資) ビニール袋 土のう袋	大宮保線技術センター さいたま市大宮区錦町13 管理者 所長	必要により整備する。
(資器材) 天幕 照明器 ジャッキ 可搬発電機		

(注) 降雪時用として、電気融雪器等を配備している。

第4節 東武鉄道(株)

表 1-3-8 東武鉄道(株)に係る実施項目

担当部署	実施項目
東武鉄道(株)	① 危険箇所の把握 ② 降雪時の運行対策の実施 ③ 気象観測の実施 ④ 事故災害時の応急対策の実施

第1 事故防止対策

【東武鉄道(株)】

- 1 平素から線路の巡回を実施して危険箇所の発見に努め、輸送の安全を確保するとともに、従業員に対しては、機会あるごとに、指導教育訓練を実施し、災害時における応急対策要領の徹底を図る。特に要注意箇所については、厳重に監視するとともに、その改修に努める。
- 2 降雪時における運行対策として、駅及び車両基地に融雪器を設置し、凍結防止を図るとともに、状況に応じて排雪列車の運転を行う。
- 3 気象観測機器設置場所
 - (1) 風速計設置場所
(本 線)：春日部本線横断高架橋他 県内計7か所
(東上線)：入間川橋りょう他 県内計5か所
 - (2) 雨量計設置場所
(本 線)：岩槻他 県内計6か所
(東上線)：川越市他 県内計4か所
 - (3) 地震計設置場所
(本 線)：東武動物公園 県内計1か所
(東上線)：志木・森林公園 県内計2か所

第2 事故発生時における応急対策

【東武鉄道(株)】

- 1 事故が発生した場合は、当社内規の鉄道事業本部の事故・災害等対策規定及び鉄道運転事故応急処理手続に基づいて、人命救助を第一として、応急対策活動を展開する。
- 2 また、事故発生による復旧活動は、社内的に定められた非常招集計画によって、従業員の非常招集を行い復旧作業に従事する。
- 3 更に社会的には、沿線の各消防機関、警察署、住民に対し、救援を求めるとともに当社出入の請負者に復旧作業支援を要請する。

第5節 埼玉新都市交通(株)

表 1-3-9 埼玉新都市交通(株)に係る実施項目

担当部署	実施項目
埼玉新都市交通(株)	① 災害予防のための事前措置の実施 ② 災害応急措置の実施

第1 災害予防計画

【埼玉新都市交通(株)】

1 鉄道施設

(1) 施設の現況

駅、基地施設をのぞき、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。

線路	複線区間	大宮～丸山間 (8.2km)
	単線区間	丸山～内宿間 (4.5km)

(2) 防災施設等

ア 丸山基地内に地震計（機械式と電気式の2個）及び風速計が設置され、指令室に震度（4.5）及び風速（20.25m/s）が表示される。

イ 列車無線及び保守構内無線

ウ 保守用車（走行路用）

エ 作業用自動車（保守構内無線登載）

オ 走行路について

走行路の橋脚、橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ落橋防止についてはけた座の縁端が耐震設計になっているほか、けたストッパー、けたの連結工等を実施してある。

2 事前措置

必要に応じて次の事前措置を実施する。

- (1) 応急材料、予備品の確認
- (2) 社内外との情報連絡の強化
- (3) 施設別に重点的な巡視・点検を実施

第2 応急復旧対策計画

【埼玉新都市交通(株)】

1 災害応急措置

(1) 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生するおそれのあるときは、災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

(2) 情報連絡体制

災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、指令電話、列車無線、保守構

内無線等の通信設備を活用して情報の収集、伝達に努める。

(3) 災害応急措置

- ア 運転事故復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧対策を行う。
- イ 運転状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報を努める。

第6節 埼玉高速鉄道(株)

表 1-3-10 埼玉高速鉄道(株)に係る実施項目

担当部署	実施項目
埼玉高速鉄道(株)	① 防災施策の実施 ② 事故・災害等対策本部の設置 ③ 災害応急措置の実施 ④ 旅客の救助・避難誘導 ⑤ 復旧活動の実施

第1 予防対策

【埼玉高速鉄道(株)】

1 防災のための施策

- (1) 常に構造物、建物、設備等を点検整備し、防災上の問題があるものについては、補強等の対策を施している。
- (2) 事故・災害等の発生時に備えた連絡網、連絡手段、非常用品等の整備、備蓄方法等について定め、実施している。
- (3) 旅客救護に必要となる用品類の保管状況を確認すると共に、その活用方法の研究、知識及び技能の維持向上に努めている。

2 施設の現状

- (1) 埼玉高速鉄道線総延長 14.6km のうち 14.2km が地下部であるが、駅間は安全性が高いシールド工法により建設している。各駅及び残りの 0.4km の地上部施設は、設計基準によって耐震設計がなされている。
- (2) 主要構造物は、阪神・淡路大震災クラスの地震に耐えられるよう設計している。

3 事業の実施状況

早期地震警報システム及び地震・気象情報監視システムを導入しており、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

第2 応急対策

【埼玉高速鉄道(株)】

1 災害応急措置

(1) 基本行動

事故・災害等が発生した場合、社員は互いに協力し、旅客及び社員の安全確保を第一の使命として、次の各号の事項を重点に最良と思われる方法で行動する。

- ア 人命救助及び避難誘導
- イ 二次災害及び付帯事故の防止
- ウ 重要な財産の保全
- エ 連絡及び通報
- オ 自己及び他の社員の安全確保
- カ 旅客からの協力者の確保

(2) 活動体制

事故・災害等が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、発令の基準に
応じ非常体制を発令する。

また、非常体制の発令に伴い「事故・災害等対策本部」を設置し、旅客の安全
及び輸送の確保、又は、被害の復旧に努める。

対策本部の組織及び構成員は、社内規程の定めに拠り、また、構成員につい
ては非常招集を発令して参集を図る。

(3) 情報連絡体制

事故・災害等に係る情報伝達については、社内規程の定めに基づいて行い、適
切な対応を図る。

(4) 応急措置

ア 鉄道運転事故

鉄道運転事故が発生した場合、特に人命に危険の生じたときはその救助を先
行させ、必要により列車防護の処置をとる。

また、事故の復旧作業を行うときは、各関係で互いに協力し、運転の早期復
旧と付帯事故防止に努める。

イ 異常気象等

気象状況を常に把握し、安全を第一に適切な処置をとる。

また、強風、地震等による災害発生が予測される場合、列車の運転速度を制
限し、又は運転を中止する。

ウ 行政機関等の協力

事故・災害等が発生した場合、必要に応じて消防、警察等の行政機関及び地
域の住民等の協力が得られるよう日頃から協力関係を築く。

第4章 道路災害対策計画

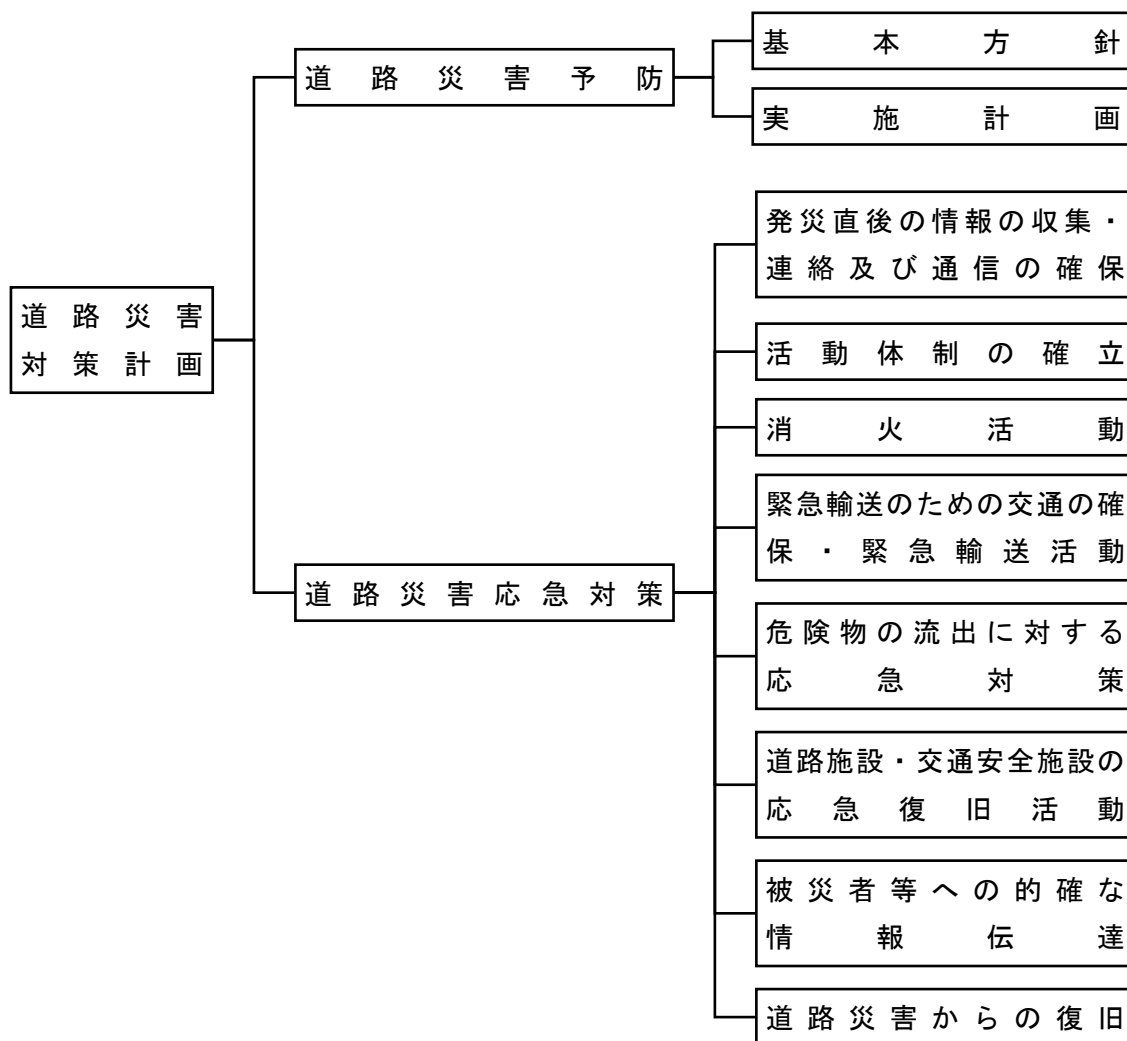


図1-4-1 道路災害対策計画に係る施策の体系

第1節 道路災害予防

表1-4-1 道路災害予防に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
道路管理者	① 道路の安全確保対策の実施 ② 道路施設等の整備 ③ 災害予防対策の実施 ④ 資機材の整備 ⑤ 道路災害情報の収集、連絡体制の整備 ⑥ 通信手段の確保 ⑦ 職員の体制の整備 ⑧ 関係機関との連携体制の強化 ⑨ 被災者等への情報伝達体制の整備 ⑩ 基本方針の策定
警察	① 道路災害情報の収集、連絡体制の整備 ② 交通情報の市民への提供体制の整備

第1 基本方針

【総括部、秘書・広報部、道路管理者】

地震や水害その他の理由によりトンネルの崩壊、橋りょうの落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

なお、本章において「道路管理者」とは国土交通省関東地方整備局、県、本市、東日本高速道路株式会社及び首都高速道路株式会社を示す。

また、本市は、道路災害発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

第2 実施計画

【道路管理者、警察】

1 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

ア 道路管理者

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

イ 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 道路施設等の整備

ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。

イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

(ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

(イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

- (ウ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (エ) バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておく。

2 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の画像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

(2) 通信手段の確保

本市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、本市の整備する情報連絡システムについては、風水害対策編第1部第2章第2節に示す。

3 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制の整備

道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておく。

さらに、高速道路や主要地方道における道路災害の場合、被害や影響が隣接する他都県に及ぶこともあるため、本市は県との連携の強化に努める。

4 緊急輸送活動体制の整備

(1) 道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、本市は、共通編第2部第2章第6節に定める緊急輸送体制の整備に努める。

また、道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

(2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連携強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

本市は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、本市は、住民等からの問合せに対応する体制について、あらかじめ計画を作成する。

第2節 道路災害応急対策

表 1-4-2 道路災害応急対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ② 周辺住民の避難の指示 ③ 関係機関への支援要請 ④ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 道路状況の広報 ② 市民からの問合せ対応
情報・避難部	① 他部からの災害情報の収集 ② 災害情報を秘書・広報部へ伝達
施設復旧部	① 災害情報の収集・情報統括班への報告
市民部	① 交通安全対策の実施要請 ② 区からの被害情報の収集に関すること
区本部	① 道路状況の広報 ② 市民からの問合せ対応
消防部	① 消火活動の実施 ② 警戒区域の設定 ③ 危険物に対する防除活動
道路管理者	① 災害情報の収集・連絡 ② 応急対策活動情報の連絡 ③ 通信手段の確保 ④ 災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ⑤ 自衛隊の災害派遣要請 ⑥ 支援体制の確立 ⑦ 消火活動の実施 ⑧ 応急復旧の実施 ⑨ 被災者等への情報伝達 ⑩ 緊急輸送活動 ⑪ 危険物の流出に対する応急対策

道路構造物の崩壊及び多数の車両の関係する事故等により、多数の死傷を伴う道路災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定め

る。

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【道路管理者】

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、本市、及び国（国土交通省）に連絡する。

本市は、県、国及び道路管理者から受けた情報を関係市町村、警察及び各関係機関に連絡する。

(2) 災害発生直後の被害情報の収集連絡

道路管理者は被害状況を県、本市、及び国（国土交通省）に連絡するものとする。

本市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

(3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

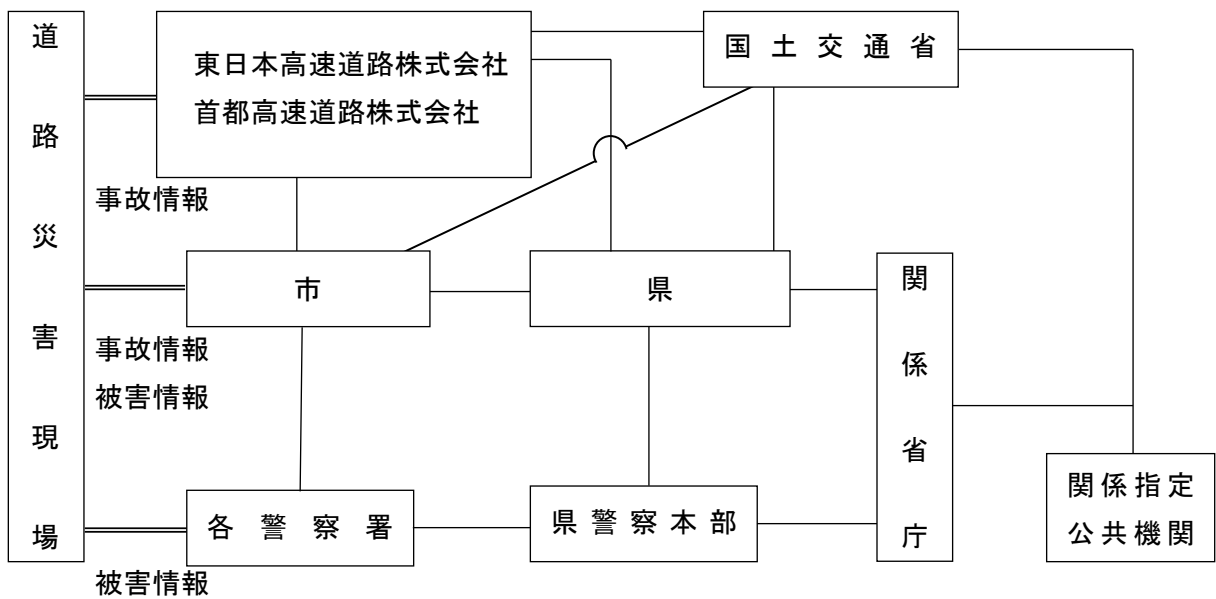


図1-4-2 道路災害情報の収集・連絡系統

(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は国（国土交通省）、県及び本市に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

本市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部設置状況を連絡するとともに、支援の必要性についても連絡を行う。

2 通信手段の確保

本市及び防災関係機関は、災害発生後は、直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、本市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

【総括部、道路管理者】

1 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

本市は、発災後速やかに次の条例及び要綱の定めるところに従い、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

職員の動員及び配備基準を、風水害対策編第1部第1章第2節に示す。

(注) 「さいたま市災害対策本部条例」

「さいたま市災害対策本部要綱」

2 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請について、風水害対策編第1部第4章に示す。

3 広域的な支援体制の確立

風水害対策編第1部第3章に示した相互協力に基づいて、広域的な支援体制の確立を図る。

4 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な対策を講じる。

第3 消火活動

【消防部、道路管理者】

道路管理者は、県、警察及び本市の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

本市の消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施し、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の支援要請を行う。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【道路管理者】

1 緊急輸送活動

本市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

道路管理者は、市職員を動員して直接情報収集するほか、関係機関等から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行うものとする。

交通対策に当たっては、警察と密接な連絡をとる。

第5 危険物の流出に対する応急対策

【道路管理者】

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害発生の防止に努めるものとする。

本市の消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒区域を設定するとともに除去活動、避難誘導活動を行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被害個所以外の道路施設について緊急点検を行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、
施設復旧部、区本部】

1 被災者等への情報伝達活動

本市及び防災関係機関は、相互に連絡を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、災害応急対策実施状況及び交通対策の情報等を正確、迅速、詳細かつ的確に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示場、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

基本的には、施設復旧部が道路管理者等より災害情報を収集し、情報連絡員を通じて、情報統括班に報告する。情報統括班は、災害情報を秘書・広報部に伝達し、秘書・広報部は市民に広報を行うとともに、区本部に広報情報を伝達する。区本部は、

必要に応じて区役所や公民館に災害情報を掲示板に提示等を行う。

2 市民への的確な情報の伝達

本市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問合せに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後、速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を行うものとする。

また、効率的かつ効果的な情報の収集、整理並びに提供に努める。

第8 道路災害からの復旧

【道路管理者】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域支援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

道路管理者は復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第5章 航空機事故対策計画

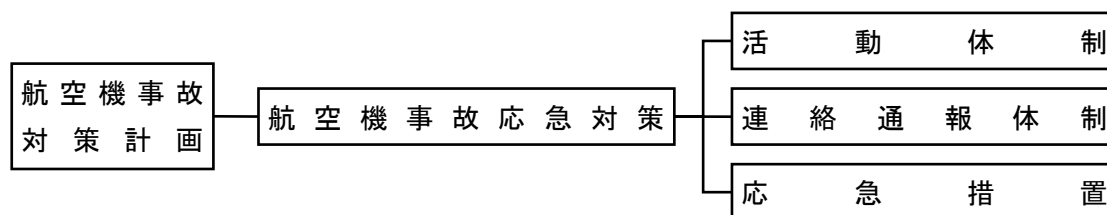


図1-5-1 航空機事故対策計画に係る施策の体系

第1節 航空機事故応急対策

表1-5-1 航空機事故応急対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 活動体制の整備 ② 情報収集
総括部	① 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 ② 周辺住民の避難の指示 ③ 関係機関への支援要請 ④ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
情報・避難部	① 避難者・帰宅困難者状況の把握
保健衛生部	① 医療救護活動の実施 ② 広報体制の整備
福祉部	① 医療救護活動の実施 ② 広報体制の整備
市民部	① 交通安全対策の実施要請 ② 区からの被害情報の収集に関すること
消防部	① 乗客の避難誘導 ② 航空機事故発生現場一帯の立入禁止措置 ③ 周辺住民の避難の指示 ④ 救出、救護活動の実施 ⑤ 消火活動の実施
区本部	① 避難者・帰宅困難者発生状況の把握 ② 指定避難所の開設等
航空機所有事業者	① 活動体制の整備 ② 事故発生時の東京航空事務所への連絡 ③ 乗客の避難誘導

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故（宇宙からの落下物による事故を含む。）が発生した場合に、本市又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画、並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動に万全を期するため定める。

第1 活動体制

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、区本部、 航空機所有事業者】

1 さいたま市

本市は、本市域に航空機事故等が発生した場合、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

配備基準は、風水害対策編第1部第1章第2節に従い、市民に対する避難指示、救出・救護等を行う。

また、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次の条例、要綱等に定める。

(注) 「さいたま市災害対策本部条例」

「さいたま市災害対策本部要綱」

なお、本市は、航空機事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

2 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報するものとする（航空法第76条）。

なお、航空機事業者は、航空機の墜落等の事故を防ぐため、火山灰等粉塵対策や旋風・突風・竜巻対策を検討する。

第2 連絡通報体制

【各部】

1 民間航空機事故時の連絡通報体制

民間航空機事故時の連絡通報体制は、次の図によるものとする。

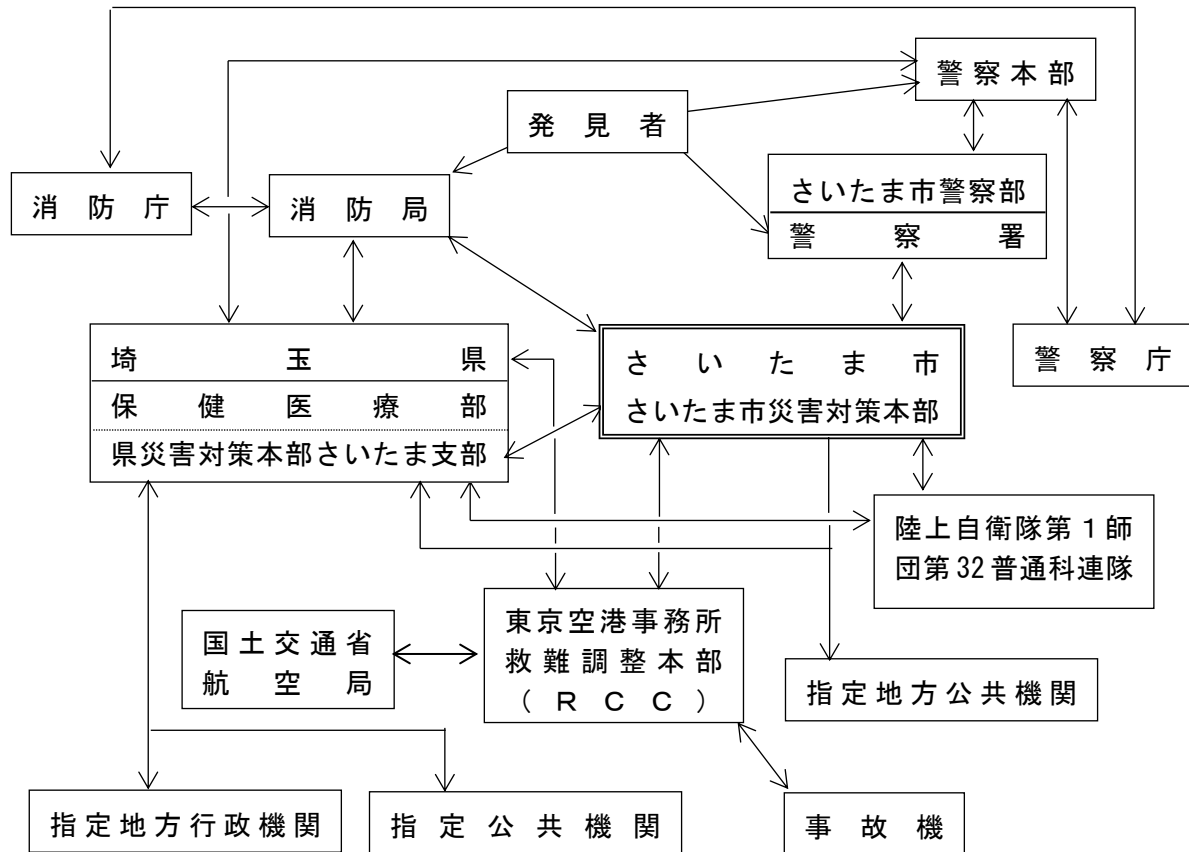


図 1-5-2 民間航空機事故時の連絡通報体制

2 自衛隊・米軍航空機事故時の連絡通報体制

自衛隊・米軍航空機事故時の連絡通報体制は、次の図によるものとする。

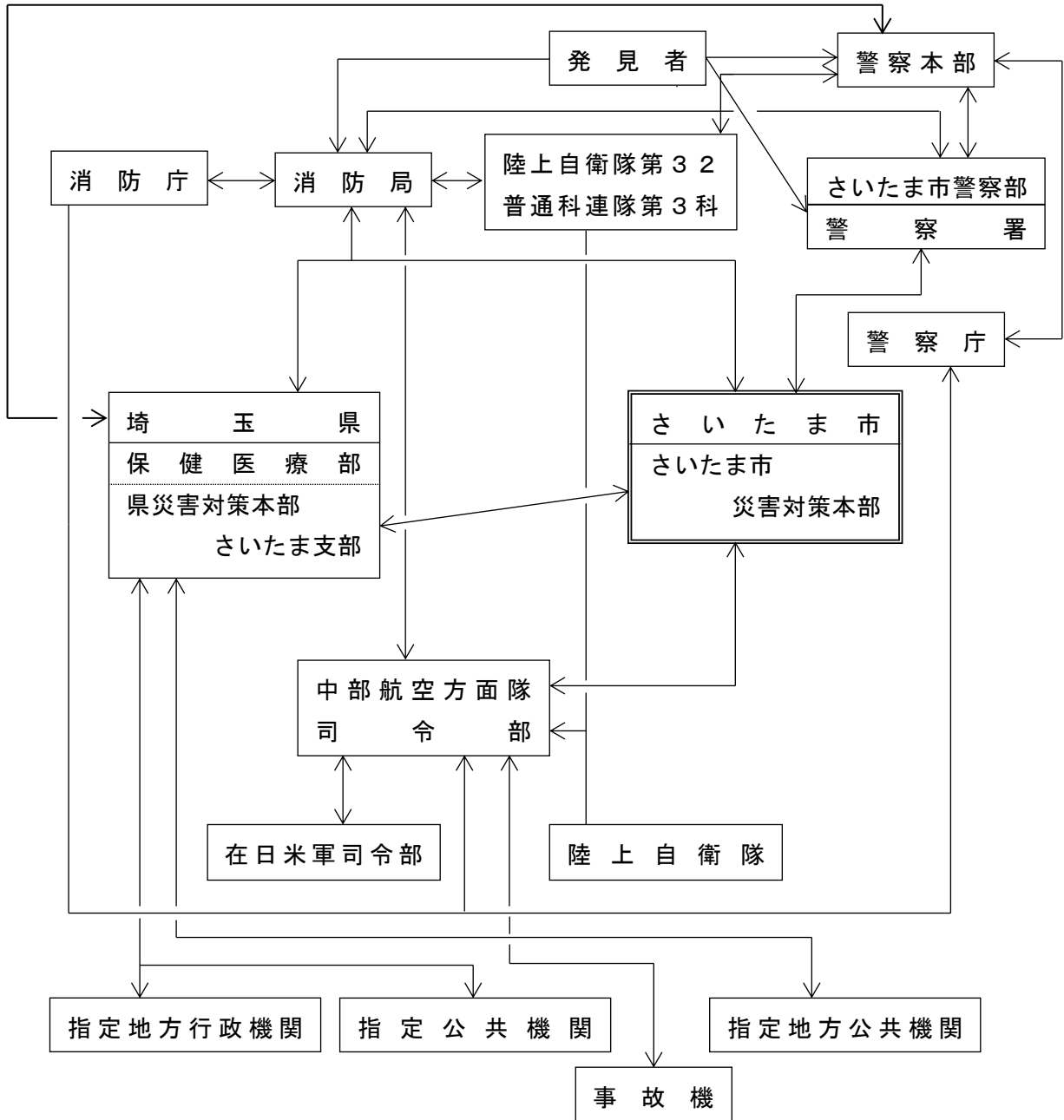


図 1-5-3 自衛隊・米軍機事故時の連絡通報体制

第3 応急措置

【総括部、保健衛生部、福祉部、消防部】

1 情報収集

本市は、本市域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関しすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県への報告、その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務を、風水害対策編第1部第2章第2節及び第3節に示す。

2 避難誘導

本市は、航空機事故が発生した場合、風水害対策編第1部第10章第2節に示した考え方により乗客等の避難及び事故現場周辺住民の避難誘導を行う。

(1) 乗客等の避難

本市は、航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、速やかに避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、子供等の要配慮者を優先して誘導する。

ア 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察等と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

イ 事業者の対応

事故機を保有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

(2) 災害現場周辺の住民の避難

市長、消防長、消防署長等は、航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶと認められる場合、避難の指示を行う。

3 救出、救護

本市は、警察等と協力して、救出、救護活動にあたる。

また、協力者の動員も行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり集団的死傷者の発生が予想されるため、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 支援要請

本市は、航空機事故が発生した場合、県、各地方公共団体及び関係機関との応援協定に基づき、適切な応急要請を行う。

なお、自衛隊への支援要請は風水害対策編第1部第4章に、また、他機関への支援要請は風水害対策編第1部第3章に示す。

6 医療救護

本市は、航空機事故が発生した場合、風水害対策編第1部第10章第4節に示すように、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

第6章 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

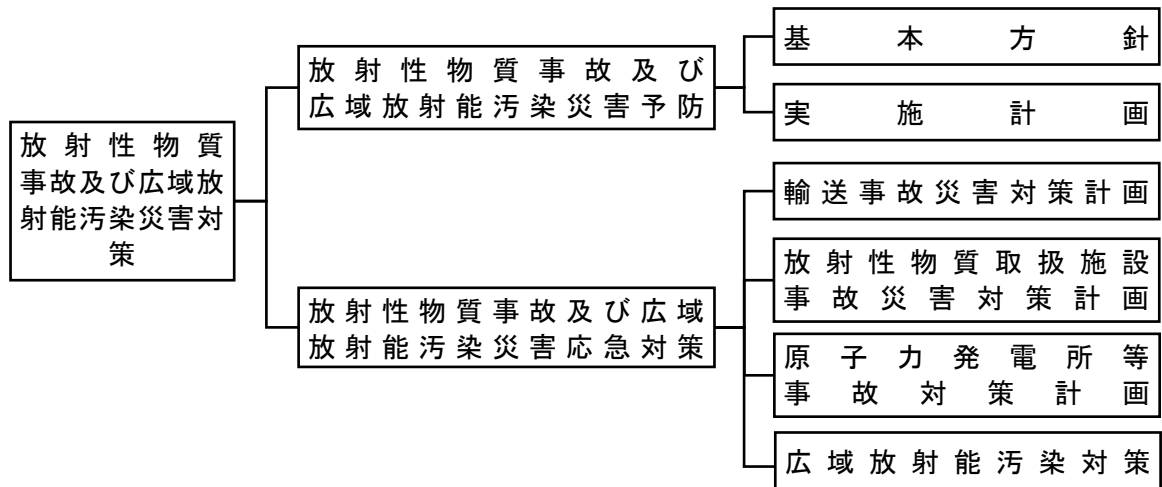


図1-6-1 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策に係る施策の体系

第1節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害予防

表1-6-1 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害予防に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 情報収集、連絡体制の整備 ② 関係機関との連携体制の確保 ③ 通信手段の確保 ④ 災害応援体制の整備 ⑤ 避難所の指定 ⑥ 避難誘導體制の整備 ⑦ 広報体制の整備 ⑧ 防災教育、防災訓練の実施 ⑨ 基本方針の確認
秘書・広報部	① 広報体制の整備
保健衛生部	① 被爆医療機関の状況把握 ② 被爆医療体制の整備 ③ 防護資機材の整備 ④ 食品の放射性物質検査体制の整備及び検査の実施 ⑤ 広報体制の整備 ⑥ 防災教育、防災訓練の実施 ⑦ ペットの避難や避難帯域時検査及び簡易除染等の整備
福祉部	① 広報体制の整備 ② 防災教育、防災訓練の実施
教育部	① 放射線量測定体制の整備及び検査の実施
環境部	① 放射性同位元素使用施設の実態把握 ② 情報収集、連絡体制の整備 ③ 関係機関との連携体制の確保 ④ 通信手段の確保 ⑤ 災害応援体制の整備 ⑥ 被爆医療体制の整備 ⑦ 防護資機材の整備 ⑧ 放射線量測定体制の整備及び検査の実施 ⑨ 飲料水の供給体制の整備 ⑩ 基本方針の確認
消防部	① 放射性同位元素使用施設の実態把握 ② 負傷者搬送体制の整備 ③ 防護資機材の整備 ④ 基本方針の確認
水道部	① 飲料水の供給体制の整備 ② 放射線量測定体制の整備及び検査の実施
区本部	① 広報体制の整備 ② 住民相談窓口の整備 ③ 避難誘導體制の整備
警察	① 防護資機材の整備 ② 基本方針の確認
放射性同位元素使用事業者	① 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 ② 基本方針の確認

第1 基本方針

【総括部、保健衛生部、消防部、警察、放射性同位元素使用事業者】

1 趣旨

本市には、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。これらの取り扱い等を規制することは国の掌握事項であるが、核燃料物質及び放射性同位元素等（以降「放射性物質」という）の放射性物質事故災害による影響の甚大性に

鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定める。

2 現況

放射性物質事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国から県を通じて連絡を受け、本市はその施設数を把握している。

一方、広域放射能汚染については、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による、本市における危険度レベルの致命的な広域汚染は発生しなかった。しかしながら、排水システムの集水溝・集水池への放射性物質の蓄積等による危険レベルのホットスポットの発生、危険レベルの放射線が検出されたごみ焼却灰の発生、他の県では放射性物質を含んだ飼料の使用による牛肉の汚染、地域的汚染による農産物の汚染、魚介類の汚染、不明確な情報による風評被害などが報告されている。

第2 実施計画

【総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、教育部、環境部、消防部、水道部、区本部、警察、放射性同位元素使用事業者】

1 放射性物質取扱施設及び原子力発電所等に係る事故予防対策

(1) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、本市、県、国に対する通報連絡体制を整備する。

(2) 放射性物質取扱施設の把握

本市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(3) 原子力発電所等に係る事故予防対策

原子力発電所等の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射能汚染の発生拡散のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、国、県、周辺自治体に対する通報連絡体制を整備する。

本市は、この通報連絡体制の整備を確認し、不備がある場合は改善を申し入れる。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

本市は、国、県、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者及び周辺原子力発電所等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備す

る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

イ 情報の分析・整理

本市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国その他関係機関との連携を図る。

ウ 通信手段の確保

本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等における事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

なお、本市の整備する情報連絡システムについては、共通編第2部第2章第2節「災害情報収集伝達体制の整備」による。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

本市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

イ 防災関係機関の連携体制

本市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておく。

また、災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、本市は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

ウ 広域支援連携体制の整備

放射性物質事故災害又は周辺原子力発電所等において事故災害が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な支援が必要となる場合があるため、本市は、他市町村との応援協定を締結するなど、広域支援体制を整備、充実する。

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

ア 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

本市は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておく。

また、必要に応じてこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図る。

本市は、あらかじめ、本市と医療機関との間で医療機関相互の連絡体制を整備する。

イ 被ばく検査体制の整備

本市及び県は、放射性物質事故災害又は周辺原子力発電所等において事故災害が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他県からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ市内の保健所における検査体制の整備や、医療機関における検査体制について把握しておく。

ウ 負傷者搬送体制の整備

放射性物質事故災害又は周辺原子力発電所等において事故災害が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、県に対しヘリコプター等による広域搬送を要請する。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意する。

(4) 防護資機材の整備

本市及び県は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等における事故に備えて、被ばくの可能性がある環境下での救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

(5) 放射線量等の測定体制の整備及び測定実施

本市は、放射線関係事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備し、測定を実施する。

また、避難や避難帯域時検査（居住者、車両、ペット、携行品などの放射線量の測定）及び簡易除染などの場所等を整備する。

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

ア 大規模な避難住民の受入れ

放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故に伴う大規模な避難住民については、風水害対策編第1部第10章第2節に示す避難者と同様に受け入れる。

イ 避難所の指定

本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

ウ 避難誘導

本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故発生時に、高齢者、障害者等要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

上記ア及びイは、共通編第2部第1章第4節「安全避難の環境整備」により、実施する。

(7) 飲料水の供給体制の整備

本市は、放射性物質関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、風水害対策編第1部第10章第6節に示す手順により飲料水を供給する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と協働して実施する。

(8) 広報体制の整備

本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

(9) 住民相談窓口の整備

本市は、住民等からの相談等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

(10) 防災教育・防災訓練の実施

ア 防災関係者の教育

本市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、次の事項についての教育を実施する。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- (イ) 放射線防護に関すること
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること
- (エ) 放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
- (オ) 放射性物質事故又は周辺原子力発電所事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (カ) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること
- (キ) その他必要と認める事項

イ 住民に対する知識の普及

本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、次のとおりとする。

- (ア) 放射線及び放射性物質の特性に関すること
- (イ) 放射線防護に関すること
- (ウ) 放射線による健康への影響に関すること
- (エ) 放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること
- (オ) 放射性物質事故又は周辺原子力発電所等の事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (カ) その他必要と認める事項

ウ 訓練の実施と事後評価

本市は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故も考慮して、訓練を実施するものとする。

また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害応急対策

表1-6-2 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害応急対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 災害対策本部、現地災害対策本部の設置
総括部	① 原子力緊急事態宣言発出時の対応 ② 事故発生の情報収集・連絡 ③ 通信手段の確保 ④ 自衛隊の災害派遣要請手続 ⑤ 関係機関への支援要請 ⑥ 避難、退避の実施 ⑦ 立ち入り禁止区域の設定 ⑧ 指定避難所の運営管理 ⑨ 被害状況調査の実施 ⑩ 空間放射線量の測定体制の整備
秘書・広報部	① 市民への広報 ② 放射性物質の影響等に関する広報
情報・避難部	① 避難者・帰宅困難者状況の把握
保健衛生部	① 住民の健康調査の実施 ② 市民等の外部被ばく程度簡易測定 ③ 食品の放射性物質検査の実施
福祉部	① 高齢者・障害者への配慮
環境部、教育部	① 空間放射線量の測定
消防部	① 事故発生の情報収集・連絡 ② 通信手段の確保 ③ 事故拡大防止のための応急措置の実施 ④ 消火活動の実施 ⑤ 避難、退避の実施 ⑥ 警戒区域の設定 ⑦ 関係機関との連携 ⑧ 負傷者等の応急救護及び救急搬送の実施
経済部、水道部	① 飲料水、農産物の放射性物質測定体制の整備
施設復旧部	① 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定の実施
市民部	① 交通安全対策の実施要請 ② 区からの被害情報の収集に関すること
区本部	① 現地での情報収集の実施 ② 周辺住民への周知 ③ 警戒区域への立ち入り規制 ④ 避難行動要支援者への対応 ⑤ 警戒区域外での避難誘導 ⑥ 指定避難所の開設等 ⑦ 避難者・帰宅困難者発生状況の把握
警察	① 事故発生の情報収集・連絡 ② 通信手段の確保
道路管理者	① 交通状況の把握 ② 交通の確保 ③ 交通対策の実施 ④ 放射性物質汚染拡大防止対策
鉄道事業者	① 放射性物質汚染拡大防止対策
放射性同位元素使用事業者	① 事故発生の情報収集・連絡 ② 事故拡大防止のための応急措置の実施 ③ 放射性物質汚染拡大防止作業

放射性物質の関連する事故により災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動に万全を期するために定める

ものとする。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所等における放射能漏れ事故等により発生する広域放射能汚染に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定する。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行う。

第1 輸送事故災害対策計画

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、福祉部、環境部、教育部、消防部、経済部、水道部、施設復旧部、区本部、警察、道路管理者、放射性同位元素使用事業者】

1 輸送事故災害発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 放射性物質輸送時の災害事故情報等の連絡

放射性物質輸送事業者は、放射性物質輸送中に放射性物質の漏洩等の事故災害が発生した場合は、速やかに次の事項について、消防機関、警察本部又は最寄の警察署及び道路管理者に通報するとともに、国の関係機関に通報する。

- (ア) 事故発生の時刻、場所及び状況
- (イ) 気象状況（風向・風速）
- (ウ) 放射性物質の放出に関する情報
- (エ) 予想される災害の範囲及び程度等
- (オ) その他必要と認める事項

本市は事業者から受けた情報を直ちに、県、各警察署及び防災関係機関に連絡する。

イ 放射性物質輸送時の事故災害情報の収集・連絡系統

放射性物質輸送時の事故災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

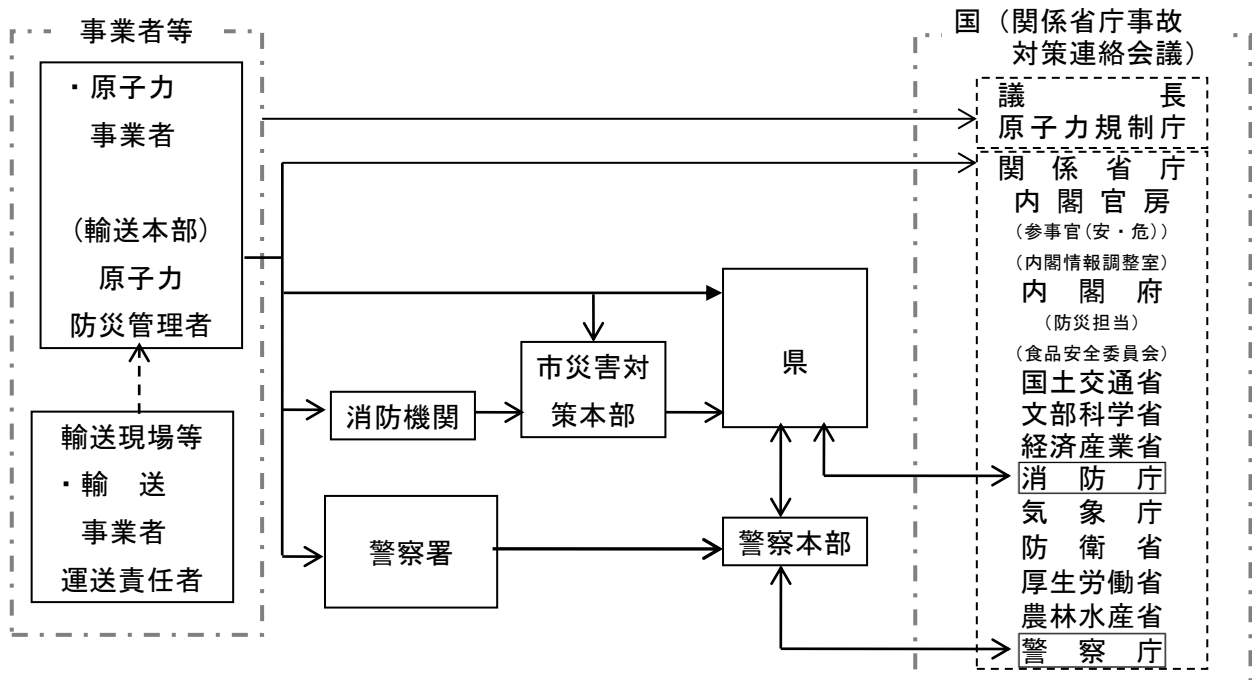


図1-6-2 放射性物質輸送時の事故発生時の連絡系統

ウ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

本市は、県や原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

エ 応急対策活動情報の連絡

事業者等は、本市、県、及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。本市は県に応急対策活動の実施状況等を連絡し、支援の必要等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

本市及び防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、本市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 放射性物質輸送事業者等の活動

放射性物質輸送事業者等は、事故拡大の防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

放射性物質輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及び、又は及ぶおそれが

ある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施に当たっては、国、県及び本市との緊密な連絡体制を確保する。

また、事業者等は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供する。

(2) 消防機関の対応

放射性物質災害の通報を受けた消防機関は、直ちにその旨を県及び市本部に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

(3) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

本市は、発災後速やかに次の条例及び要綱の定めるところに従い、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

職員の動員及び配備基準は、風水害対策編第1部第1章第2節に示す。

(注) 「さいたま市災害対策本部条例」

「さいたま市災害対策本部要綱」

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、風水害対策編第1部第4章に示す手順による。

(5) 広域的な支援体制の確立

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、風水害対策編第1部第3章に示す相互協力により、広域的な支援体制の確立を図る。

3 消火活動

放射性物質輸送中において火災が発生した場合は、輸送事業者は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、輸送事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性を確保し、放射性物質輸送事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、本市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以降に示す措置を講ずる。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

本市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行う。

(2) 交通の確保

道路管理者は、市職員を動員して直接情報収集するほか、関係機関等からの情報から通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、交通の確保を行うものとする。
交通対策にあたっては、警察と密接な連絡をとる。

6 退避・避難収容活動

(1) 退避・避難等の基本方針

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」等の防護措置を講じる。

これらの屋内退避、避難等の防護措置についての実施の判断は、原子力規制委員会資料「原子力災害対策指針（平成 25 年 9 月 5 日全部改正）」の判断基準に準拠し、具体的な指標はマニュアル等により別途定める。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先する。

(2) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

本市は、輸送事業者からの事故情報、緊急時のモニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

また、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15 m とする。

また、その他応急対策を行うために必要な活動区域として、これに加えて、おおむね 85m を確保する。

イ 屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、近隣市長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示するものとする。

なお、県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第 72 条第 1 項及び第 86 条の 9 の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助について、警戒区域の市町村長を支援するよう指示することとされている。

ウ 関係機関への協力要請

市長は警戒区域を指定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じる。

(4) 指定避難所の運営管理

本市は、指定避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織の協力が得られるように努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、指定避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、指定避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 高齢者・障害者等への配慮

本市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の指定避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

本市及び防災関係機関は、放射線物質災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、災害応急対策実施状況及び交通対策の情報等を正確、迅速、詳細かつ的確に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示場、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

イ 市民への的確な情報の伝達

本市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ 関係者等からの問合せに対する対応

本市は、必要に応じ、発災後、速やかに住民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を行う。

また、効率的かつ効果的な情報の収集、整理並びに提供に努める。

7 放射性物質の除去等

輸送事業者の現場責任者は、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染を行う。

また、責任者は、国の指示・指導のもとに、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

8 各種規制措置と解除

本市は、国・県により環境モニタリング等の地域の調査等が行なわれ、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言も踏まえ、各種制限措置の解除を行う。

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限等

本市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等に関して、市民に情報提供等を行う。

なお、食品における規制値は、次の表のとおりである。

表 1-6-3 食品における規制値

対象	放射性セシウム
一般食品	100ベクレル/キログラム超え
乳幼児食品	50ベクレル/キログラム超え
牛乳	50ベクレル/キログラム超え
飲料水	10ベクレル/キログラム超え

出典：食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）

(2) 解除

本市、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通対策、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除の情報を市民に提供する。

9 被害状況の調査等

(1) 避難者台帳の作成

市長は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民につき、避難者台帳を作成する。

(2) 被害調査

市長は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害について調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ その他必要と認める事項

(3) 県への報告

市長は、上記により調査した事項を速やかに県に報告するものとする。

10 住民の健康調査等

市長は退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容

等を行うものとする。

なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次感染に十分配慮し、実施する。

第2 放射性物質取扱施設事故災害対策計画

【総括部、秘書・広報部、消防部、区本部、
警察、放射性同位元素使用事業者】

1 放射性物質取扱施設事故災害発生直後の情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱施設事故災害情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、消防機関、県、本市、警察、及び国の関係機関に通報する。

- (ア) 事故発生時刻、場所、施設及び状況
- (イ) 気象状況（風向・風速）
- (ウ) 放射性物質の放出に関する情報
- (エ) 予想される災害の範囲及び程度等
- (オ) その他必要と認める事項

本市は事業者から受けた情報を直ちに、県、各警察署及び防災関係機関に連絡する。

イ 放射性物質取扱事業所等の事故災害情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所等の事故災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

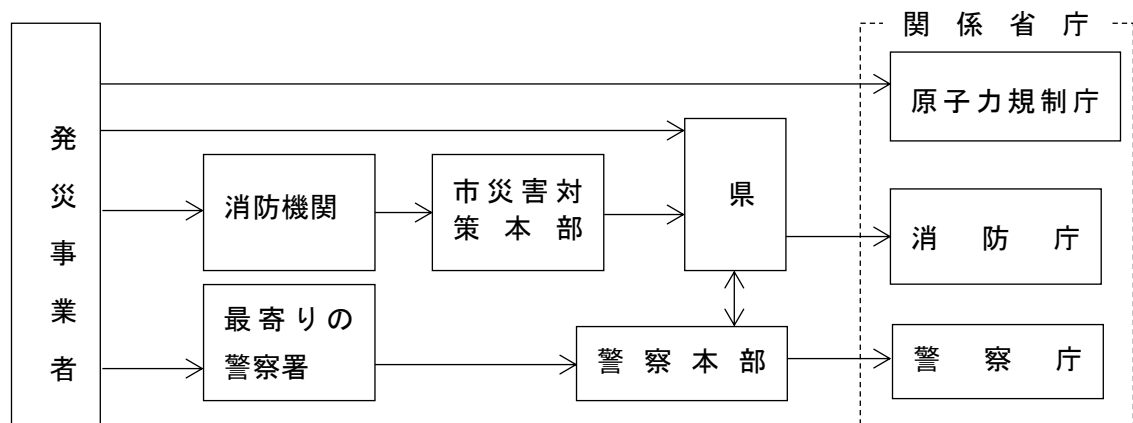


図1-6-3 放射性物質取扱事業所等での事故発生時の連絡系統

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者等は、本市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。本市は県に応急対策活動の実施状況等を連絡し、支援の必要性等を連絡する。

(2) 通信手段の確保

本市及び防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また、電気通信事業者は、本市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

本市は、本節第1「輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図る。

なお、他の放射性物質取扱施設事故災害対策の各項目についても同様とする。

第3 原子力発電所等事故対策計画

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、環境部、教育部、消防部、経済部、水道部、施設復旧部、放射性同位元素使用事業者】

本節第1の4～10については、原子力発電所事故等対策計画にも準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市町村による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

1 放射線量等の測定体制の整備

(1) 市民及び他縣市からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

本市は、市民及び他縣市からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定を実施するとともに、保健所に健康相談の窓口を開設する。

(2) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

本市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握する。

(3) 飲料水及び食品の放射性物質検査体制の整備

本市は、飲料水及び食品の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、食品等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ確かな情報を提供する。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

本市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

2 他縣市からの避難住民の受入れについて

他縣市において原発事故が発生した場合の本市における避難住民の受入れについては風水害対策編第1部第10章第2節に示す避難者と同様に受け入れるものとする。

第4 広域放射能汚染対策

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、環境部、教育部、
消防部、経済部、水道部、施設復旧部、区本部、警察、
道路管理者、鉄道事業者】

広域放射能汚染災害は、今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。ここでは、被害想定と予防策の検討、及び、当面の対策について定める。

1 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

(1) 被害想定 of 検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年の東日本大震災における津波災害により発生した、東京電力福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がるのが期待された。しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。

また、原子力発電所の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。

さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗に使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。

従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故による災害については未経験であり、その予防策及び対応策については研究段階である。これらについて、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法

でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、公園・校庭・民有地の敷地等が危険度レベルの放射能汚染となった時の除染の方法、処理土の仮置場、最終処分の方法などについても検討を行うものとする。

3 食品安全確保対策

市内を流通する食品の安全を確保するため、食品の検査体制の整備及び食品検査を実施し、安全な食品の情報を市民に提供する。

(1) 検査体制の整備

市内を流通する食品の放射線量の測定等の検査体制を整備する。特にベビーフード等、乳幼児等を対象とした食品は重点的に検査ができるような体制を考慮する。

(2) 食品検査の実施

市内を流通する食品の放射線量の検査を実施する。特に乳幼児を対象としたベビーフードに加え、汚染地域周辺地区からの食品については重点的に確認するように配慮する。

(3) 食品安全情報の広報

市内を流通する食品に関し、市民の安全を考慮した危険情報に加え、生産地の風評被害を防ぐための安全情報にも配慮して、広報を実施する。

4 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合は、本市は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

(3) 応急対策

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

ア 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定

イ 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示

ウ 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処

エ その他必要な処置

5 鉄道事故対策計画

市内で営業している鉄道事業者に対し、広域放射能汚染が発生した場合の、鉄道事業者が所管する鉄道施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、可能な限り旅客等が被爆しないための必要な処置を講ずることを要請する。

なお、鉄道施設は公共の用に供する施設のため、鉄道事業者に対し、これに必要な処置を講じるための支援を検討する。

6 道路災害対策計画

広域放射能汚染が発生した場合の、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、市民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

第7章 NBC災害等による人身被害対策計画

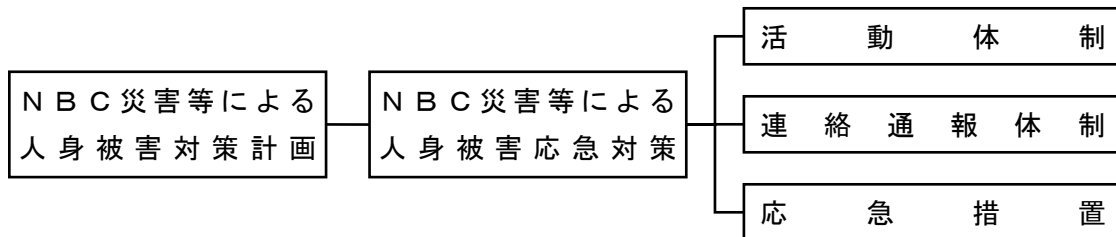


図1-7-1 NBC災害等による人身被害対策計画に係る施策の体系

(注) NBCとは 核物質、生物剤、化学剤といった、大量破壊兵器に関連する物質の総称

第1節 NBC災害等による人身被害応急対策

表1-7-1 NBC災害等による人身被害応急対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 情報収集の実施 ② 活動体制の整備
総括部	① 災害対策本部、現地災害対策本部の設置 ② 立ち入り禁止区域の設定 ③ 自衛隊への汚染防除の要請 ④ 避難指示 ⑤ 関係機関への支援要請 ⑥ 活動体制の整備 ⑦ 広報体制の整備
秘書・広報部	① 広報体制の整備
情報・避難部	① 避難者・帰宅困難者状況の把握
保健衛生部	① 医療救護活動の実施 ② 医療機関の確保 ③ 活動体制の整備 ④ 広報体制の整備
市民部	① 交通安全対策の実施要請 ② 区からの被害情報の収集に関すること
環境部	① 関係機関との連携体制の確保 ② 通信手段の確保 ③ 災害応援体制の整備 ④ 防護資機材の整備
消防部	① 情報収集の実施 ② 警戒区域の設定 ③ 救出、救護活動の実施 ④ 負傷者等の応急救護及び救急搬送の実施 ⑤ 避難指示 ⑥ 関係機関との連携 ⑦ 活動体制の整備
区本部	① 現地での情報収集の実施 ② 周辺住民への周知 ③ 警戒区域への立ち入り規制 ④ 避難行動要支援者への対応 ⑤ 警戒区域外での避難誘導 ⑥ 指定避難所の開設等 ⑦ 避難者・帰宅困難者発生状況の把握

NBC災害等による人身被害が発生、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が、迅速かつ強力で事故災害応

急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定める。

第1 活動体制

【各部、総括部、秘書・広報部、保健衛生部、消防部、区本部】

本市は、本市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

配備基準は、風水害対策編第1部第1章第2節に従い、市民に対する避難指示、救出・救護を行う。

また、災害対策本部及び現地災害対策本部の設置は、次の条例、要綱等に定めるものとする。

(注) 「さいたま市災害対策本部条例」

「さいたま市災害対策本部要綱」

なお、本市は、放射性物質事故又は周辺原子力発電所事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

第2 連絡通報体制

【総括部、消防部】

NBC災害等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合の連絡通報体制は次の図による。

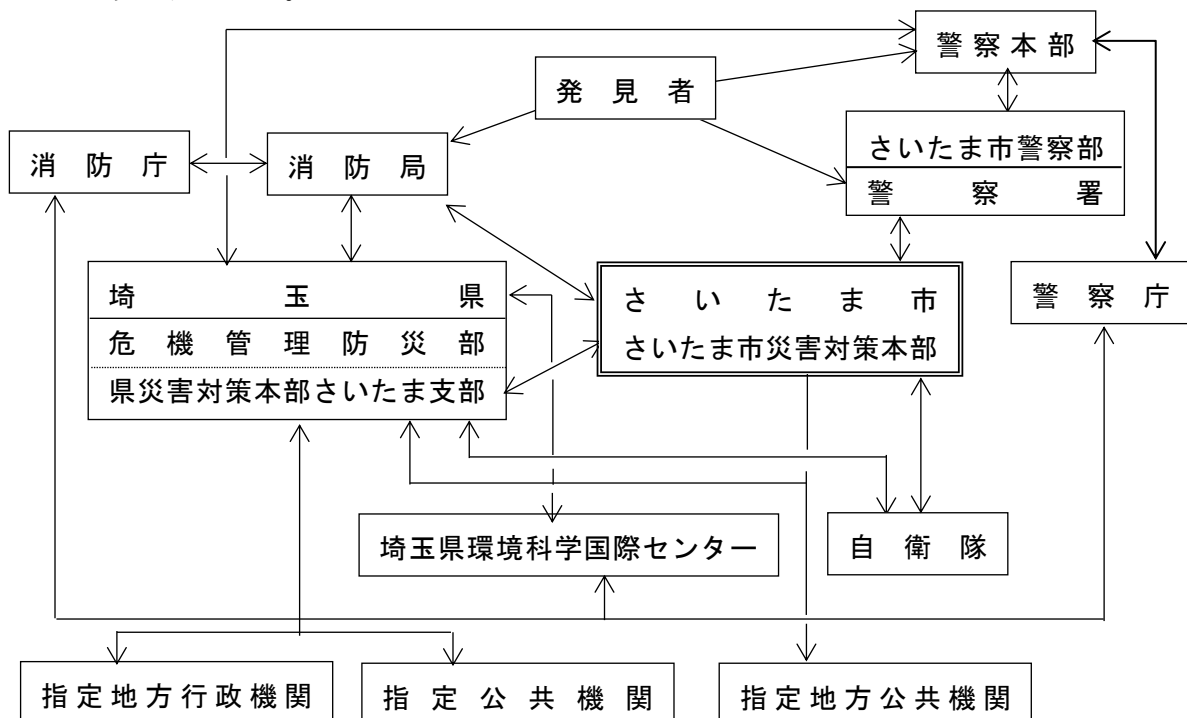


図1-7-2 NBC災害等による人身被害の連絡通報体制

第3 応急措置

【総括部、保健衛生部、消防部、区本部】

1 情報収集

本市は、本市域に人身被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

なお、県への報告、その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、風水害対策編第1部第2章第2節及び第3節に示す。

2 立入禁止等の措置

市長は、風水害対策編第1部第10章第2節に示すように、住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずることができる。

3 救出、救護

本市は、警察等と協力して風水害対策編第1部第10章に基づき、救出、救護活動にあたる。

4 医療救護

本市は、風水害対策編第1部第10章第4節に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有害物質被害では、特に次の項について可能な限り対応するよう努めることとする。

(1) 医薬品の確保

本市は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保する。

(2) 医薬品の緊急輸送

市長は、人身被害の応急措置に際して、必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請するほか、風水害対策編第1部第4章に準じて自衛隊による緊急輸送を要請する。

5 緊急搬送

市長は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターによる搬送を要請するほか、必要に応じ、風水害対策編第1部第4章に示すように、自衛隊による緊急搬送を要請する。

6 医療機関の確保

本市は、共通編第2部第2章第4節に示した手順で、医療機関を可能な範囲で確保する。

7 汚染除去

本市は、人身被害が発生した場合、県を通じて自衛隊に汚染除去を要請することを原則とする。ただし、大量に人身被害が発生した場合や、汚染の状況が広範囲にわたる場合についての対処方法を検討しておく。

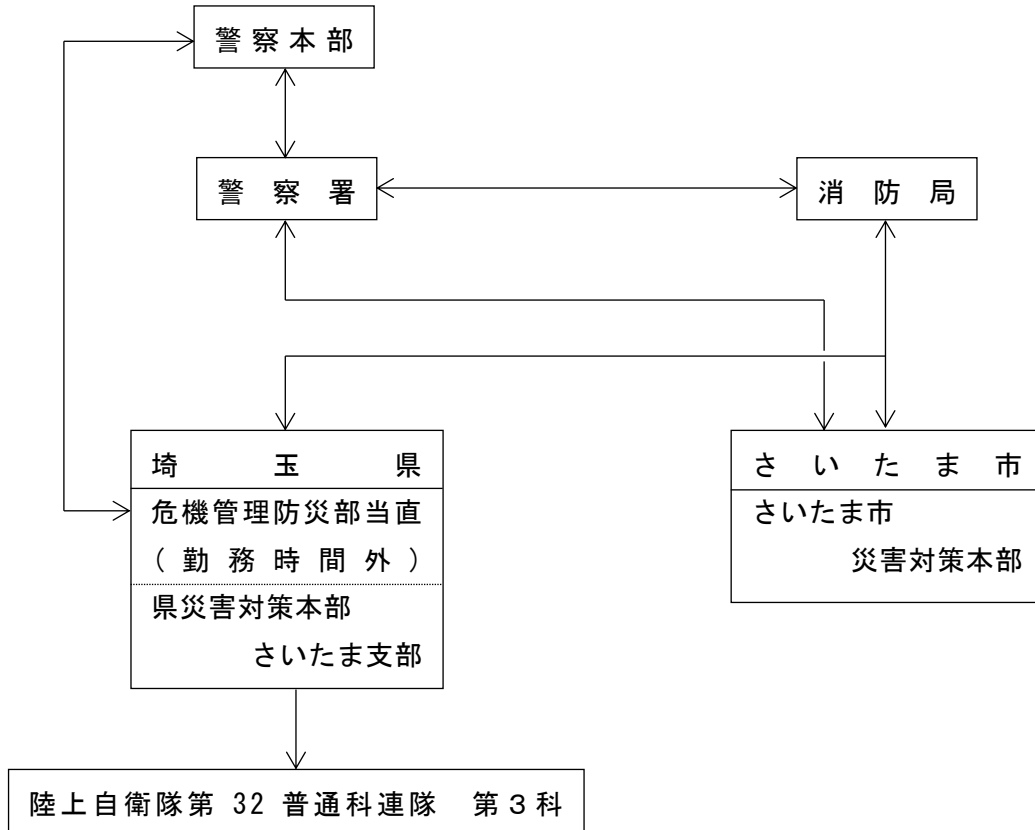


図1-7-3 自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統

8 避難誘導

市長、消防長、消防署長等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、風水害対策編第1部第10章第2節に示したように、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行う。

9 支援要請

市長は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県等と緊密な連絡を図りながら風水害対策編第1部第4章に示すように自衛隊に対する派遣要請を行い、情報収集のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。

また、他機関への支援要請は、風水害対策編第1部第3章に示す相互協力に基づいて行う。

第8章 電気通信設備災害対策計画

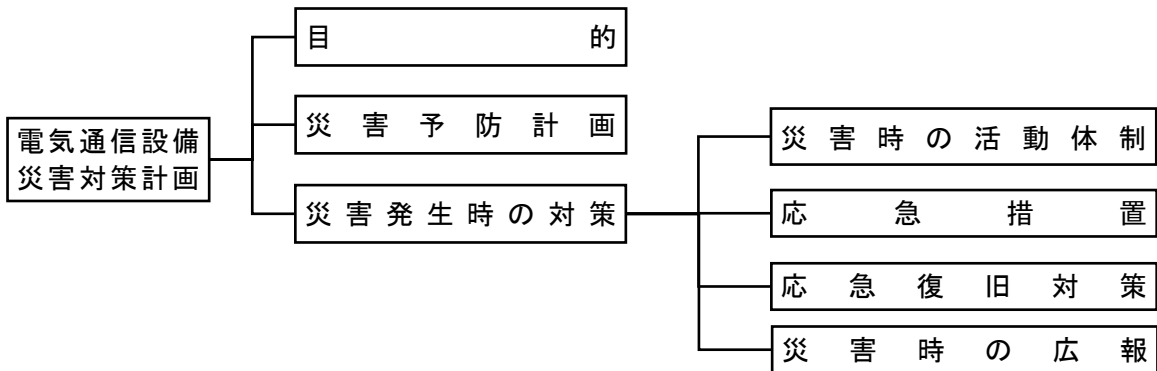


図1-8-1 電気通信設備災害対策計画に係る施策の体系

表1-8-1 電気通信設備災害対策計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
東日本電信電話㈱埼玉事業部	① 情報連絡室の設置 ② 準備警戒体制の確立 ③ 応急対策の実施

第1節 目的

本市の地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的とする。

第2節 災害予防計画

災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話㈱埼玉事業部に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずる。

- 1 情報連絡員の確保
- 2 復旧要員のサービス計画
- 3 可搬無線機等の出動準備
- 4 予備エンジン試運転、結果の把握、蓄電池の点検
- 5 移動電源車等の出動準備態勢の把握
- 6 建物の防災設備の一覧
- 7 非常持出しの準備
- 8 復旧活動の準備
 - (1) 工事用車両の確保
 - (2) 工事用工具、計測器類の点検整備
 - (3) 復旧資材の緊急確保
 - (4) 設営用具、照明用具、非常標識等（腕章、旗）の整備
 - (5) 非常食料の確保及び炊出しの準備

(6) 救護活動の準備

第3節 災害発生時の対策

表 1-8-2 災害発生時の対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
東日本電信電話(株)埼玉事業部	① 電気通信施設の応急復旧対策

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

地震災害の電気通信設備に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、電気通信設備の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は東日本電信電話(株)埼玉事業部に通知し、その速やかな措置について協力を要請する。

東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する応急対策は、次のとおりである。

第1 災害時の活動体制

1 災害対策本部の設置

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

2 情報連絡

災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市災害対策本部、その他各関係機関と密接な連絡を取ると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

第2 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

1 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

2 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定避難所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

4 災害用伝言ダイヤル（171）等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳のおそれがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）等を速やかに提供する。

第3 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- (1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第4 災害時の広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該地域へ周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル 171 等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、指定避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ等で利用案内を実施する。

第9章 電力施設応急対策計画

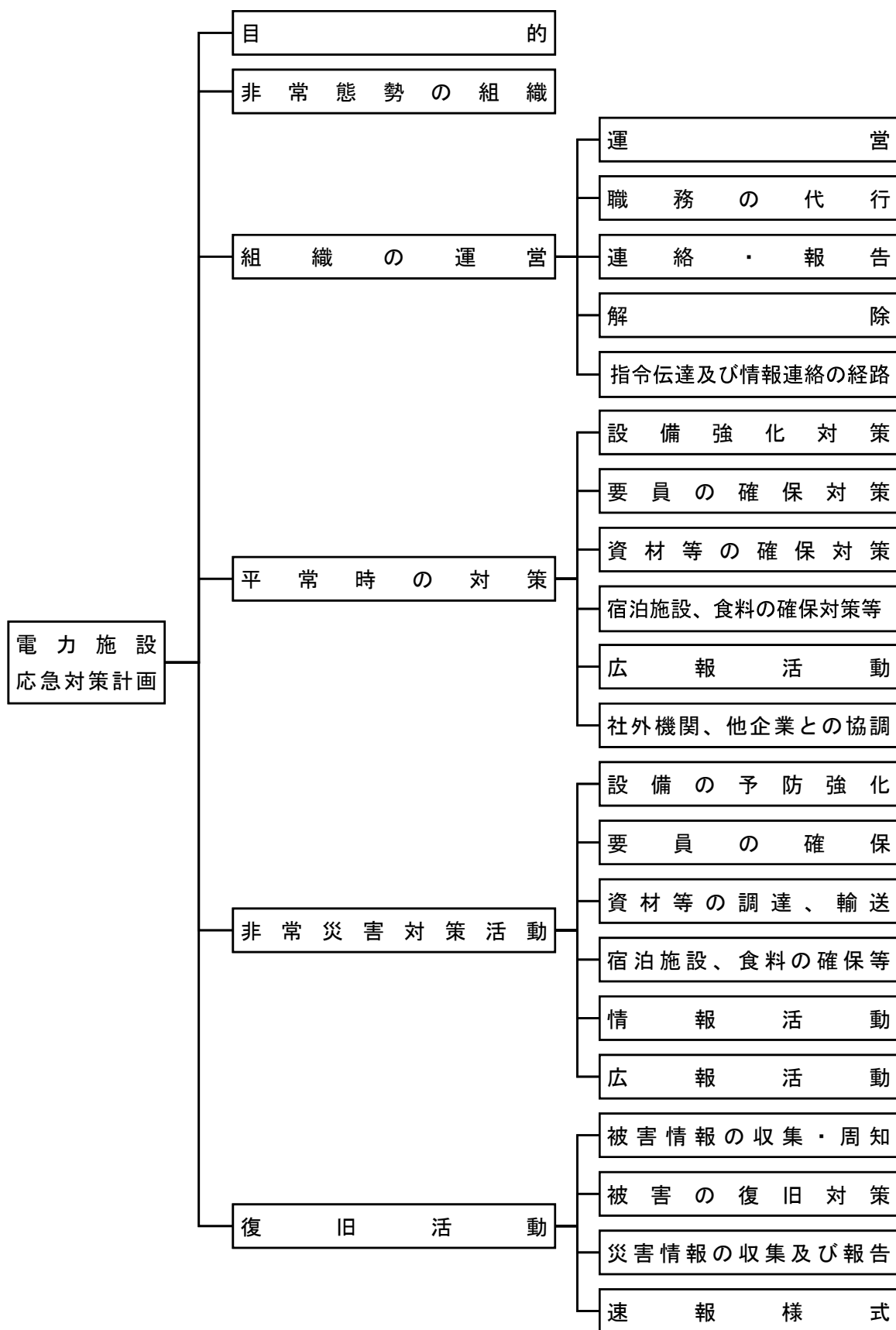


図 1-9-1 電力施設応急対策計画に係る施策の体系

第1節 目的

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害による電力施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を目的とする。

第2節 非常態勢の組織

東京電力パワーグリッド(株)は、非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置し、非常態勢の組織を確立する。

表 1-9-1 非常態勢適用表

非常災害の情勢	非常態勢の区分
<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 	第1非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生した場合 (大規模な災害の発生が予想される場合を含む) ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 	第2非常態勢
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 	第3非常態勢

第3節 組織の運営

表 1-9-2 組織の運営に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	<ul style="list-style-type: none"> ① 発災時の連絡・報告の実施 ② 非常態勢の発令

第1 運営

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、本(支)部のもとで行う。
- 2 本(支)部長は必要に応じ待機態勢下においては本(支)部委員、また第1・第2・第3非常態勢においては各班長を招集して本(支)部会議を開き、総合的な非常災害対策活動その他必要な打合せを行う。

第2 職務の代行

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 非常態勢が発令された場合、支社支部長は、総支社本部との連絡が困難な場合であつてかつ緊急止むを得ない場合は、総支社本部長に代わって指揮・命令を行い、非常災害対策活動を積極的に実施するとともに、速やかに事後報告する。
- 2 本(支)部長及び各班長が不在等により非常災害対策活動に参加できない場合は、

原則として本（支）部長については副本（支）部長・本（支）部長付・総務班長の順位とし、各班長については副班長・班長付の順位とする。

第3 連絡・報告

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 非常災害に伴う指令又は連絡は一般業務電話連絡に優先する。
- 2 発令後における連絡・報告は対策本（支）部を通じて行う。

第4 解除

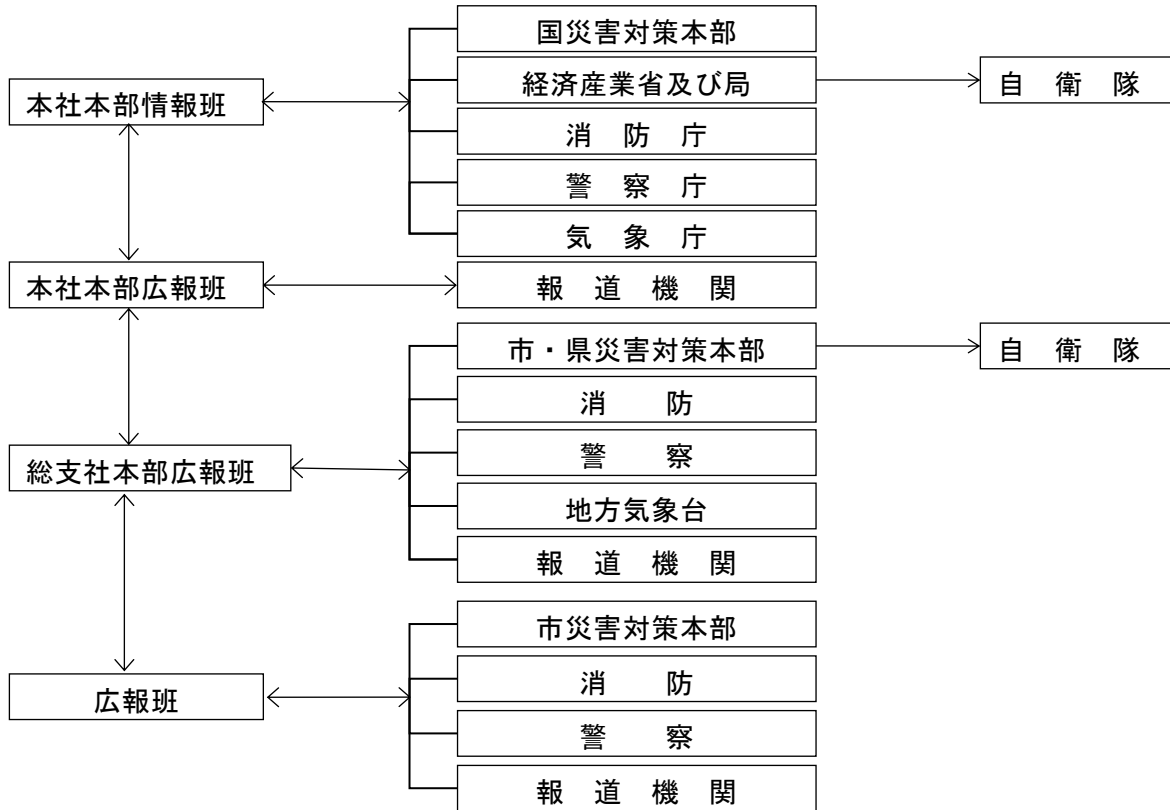
【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 本（支）部長は、受持区域に非常災害の発生するおそれなくなった場合、又は災害復旧が振興し、本（支）部を設置しておく必要がなくなったと判断した場合には、非常態勢を解除する。ただし、支部長が解除する場合には、事前に上級本部長の承認を得るものとする。
- 2 総支社本部長が非常態勢を解除した場合は、市本部にその旨連絡する。
- 3 警戒宣言が発せられた以後に地震が発生した場合、又は警戒宣言が発せられた以後当該宣言に対する警戒解除宣言が発せられ、警戒態勢を解くべき旨の通告を受けた場合には、総支社本部長の警戒態勢解除指令に基づき、総支社本部及び各支部は態勢を解除するとともに、本（支）部も解散する。

第5 指令伝達及び情報連絡の経路

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

1 本（支）部設置後の社外機関との情報連絡経路は、次のとおりとする。



出典：埼玉県地域防災計画 事故災害対策編より

図 1-9-2 指令伝達及び情報連絡の経路

第4節 平常時の対策

表 1-9-3 平常時の対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	① 各施設防災強化対策の実施 ② 要員の確保対策の実施 ③ 資機材の確保 ④ 要員の宿泊施設、食料の確保 ⑤ 市民に対する広報活動 ⑥ 関係機関との連携体制の確保

第1 設備強化対策

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 各設置所管箇所は、法令、基準等との規定を遵守することはもとより、既往災害例を参考とした各設備の強化対策に万全を期するものとする。
- 各設置所管箇所は、平常時の設備巡視・点検等を通じ電力設備の維持、管理に努める。

第2 要員の確保対策

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、いつでも要員の呼集、動員ができるよう連絡経路を確立しておく。

第3 資材等の確保対策

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品、車両、船艇等の確保又は整備に努める。

第4 宿泊施設、食料の確保対策等

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

総支社及び現業機関等、本（支）部設置箇所は、非常災害に備え、平常時から宿泊施設、食料の確保対策及び衛生対策に努める。

第5 広報活動

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

総支社並びに現業機関等は、平常時から新聞、テレビ、PR車、パンフレット等により、地域等に電気安全等に関する事項を周知徹底し、事故防止に努める。

広報の内容は、風水害対策編第1部第11章第2節第5-4に示す。

第6 社外機関、他企業との協調

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

1 総支社及び現業機関等は、非常災害発生時における人身事故防止、電気設備の被害防止並びに電力設備被害の早期復旧をはかるため、地方自治体等の防災会議と緊密な連携を保ち、これに積極的に協力をする。

また、官公署、請負先とも平常時から緊密な連携を保ち、非常災害時における協力体制の強化・充実に努める。

2 総支社及び現業機関等は、国、地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

第5節 非常災害対策活動

表 1-9-4 非常災害対策活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	① 設備の災害予防強化 ② 資機材の調達、輸送 ③ 要員の宿泊施設、食料の確保 ④ 関係情報の収集 ⑤ 広報活動の実施

第1 設備の予防強化

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

非常災害の発生が予想される場合は、供給支障、電気設備等による人身災害等を未然に防止するため、各電力設備の重点的巡視・点検を行うとともに、仕掛け工事や作業中の電力設備等に対し、応急安全措置を講ずる。

第2 要員の確保

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

非常災害対策要員は気象、地象情報、その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

第3 資材等の調達、輸送

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、資材等を調達、確保し、災害地への輸送に努める。

第4 宿泊施設、食料の確保等

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 非常災害の発生が予想される場合又は非常災害が発生した場合は、平常時の確保対策に基づき、宿泊施設、食料の確保に努める。
- 2 上記により確保した宿泊施設、食料が不足する場合は、社外施設の借用並びに食料の緊急調達を行う。

第5 情報活動

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 台風の動き、風速降雨量、その他の情報については、熊谷地方气象台、市本部、県本(支)部並びに、報道機関の情報等に留意し、これらを各組織相互に緊密に連絡す

る。

2 情報交換は有線もしくは搬送通信によるほか無線の高度利用をはかるが、通常の通信設備が通信不要となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらに、NTT、鉄道、警察電話などの利用をはかる方法を事前に確立しておく。

3 上記に示すいっさいの通信連絡が不要となった場合に各機関ごとの連絡方法として相互連絡員派遣等についてもあらかじめ考慮しておく。

なお、行動を起こすにあたっては、河川、橋りょう、道路状況等について、県全般の状況を関係機関にできるかぎりの確認をとり、危険を回避する。

第6 広報活動

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

社外・公衆の事故防止対策として、ラジオ・テレビ・PR車・ビラその他により、第4節の第5に定める広報活動を行い、事故防止に努める。

第6節 復旧活動

表 1-9-5 復旧活動に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	① 被害情報の収集・周知、報告 ② 復旧対策の実施

第1 被害情報の収集・周知

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

全般的な被害状況掌握の遅速は復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方途をもって被害状況の早期把握に努める。

1 被害情報の収集

(1) 支店本部は電話連絡可能な場合は、各対策支部より被害状況の報告を受け、速やかに被害の全般を掌握する。

(2) 支店本部は電話連絡不能の場合は、あらかじめ定められた方法等により市災害対策本部、県災害対策本(支)部、自衛隊、警察、報道機関などによる情報収集等あらゆる方法により、速やかに被害の全貌を把握する。

(3) 各支部は、あらかじめ計画された巡視計画に基づき巡視を行い、被害状況の把握に努める。

なお、巡視にあたっては本部との連絡を密にする。

(4) 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設について巡視し、その他実情に即した方法により、その被害数の把握に努める。

(5) 対策本部の情報班は、速やかに被害状況の全貌を掌握し、必要に応じ新聞、ラジオ、テレビ、PR車などを利用し、その状況(被害数、復旧見込など)の地域的な

情報について周知に努める。

- (6) 対策本（支）部は、市本部、県本（支）部並びに諸官公庁に対して、所要の報告、連絡を行ない、また特に対策本部は本店対策本部並びに近接支店本部と相互に、更に地方諸団にも適切に連絡をとり、必要の際の人員その他について、速やかな支援、協力を得られるよう努める。

第2 被害の復旧対策

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

風水害対策編第1部第11章第2節第5 3に示すように、応急復旧を実施する。

第3 災害情報の収集及び報告

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

- 1 下記速報様式による一般被害情報の収集並びに連絡は、対策本（支）部情報班相互で、また当社設備被害情勢の収集並びに連絡は対策本（支）部復旧班相互で行う。
- 2 経済産業省（局）その他官庁に対しては、本店対策本部が統一報告する。

第4 速報様式

【東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社】

1 一般被害情報等速報

- (1) 気象・地象情報
- (2) 一般被害情報
 - ア 公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報
 - イ 電力施設を除く公共施設（水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等）の被害状況
- (3) 停電による主な影響状況
- (4) 対外対応状況（市本部、官公署、報道機関、需要家への対応状況）
- (5) その他災害に対する情報

2 当社被害情報等

- (1) 各設備の被害情報
- (2) 復旧資材、応援隊、食料等の要望事項
- (3) 人身災害、その他の災害発生情報
- (4) その他災害に関する情報

第10章 ガス施設防災業務計画

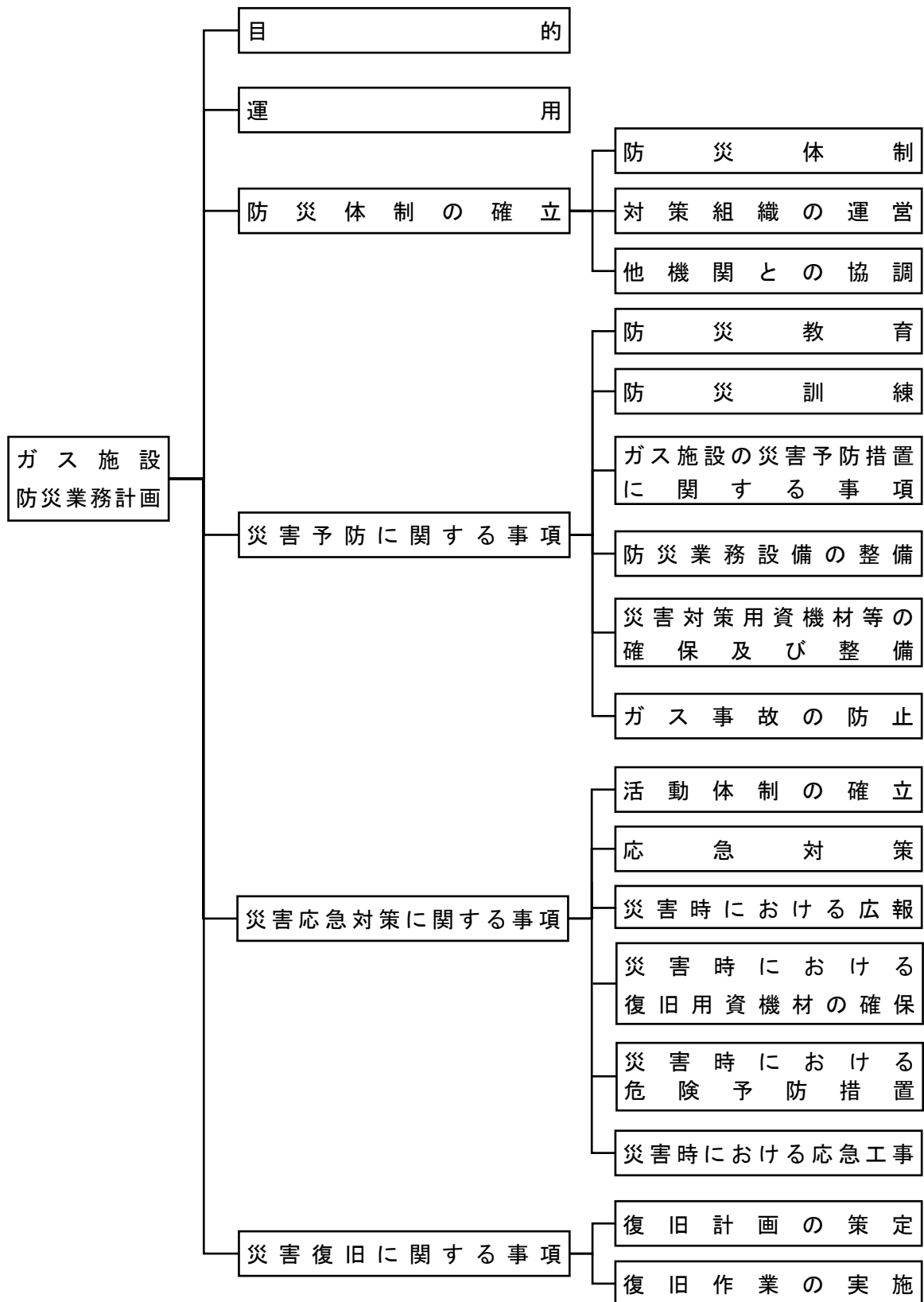


図1-10-1 ガス施設防災業務に係る施策の体系

第1節 目的

地震・洪水等の自然災害及び大規模なガス事故等（以降「災害」という）による都市ガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、ライフライン機能を維持することを目的とする。

ガス事業者において、ガス施設に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

第2節 運用

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

第3節 防災体制の確立

表1-10-1 防災体制の確立に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株) 東彩ガス(株)	① 各非常体制の確立 ② 非常体制の発令、解除 ③ 対策要員の確保 ④ 関係機関との協力

第1 防災体制

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

地震等、非常事態が発生又は予想される場合は、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制を設置する。

第2 対策組織の運営

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 非常体制の発令及び解除

- (1) 災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合、非常災害対策本部（支部）を設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発した場合には、自動的に本部及び各支部を設置する。
- (2) 緊急を要する場合等必要に応じ当該所管内の非常体制を発令する。
- (3) 災害発生のおそれがなくなった場合、又は災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、非常体制を解除する。

2 動員

- (1) 非常事態の発令後、社員等の動員を指令する。

第3 他機関との協調

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 市防災会議等への参加と協力

(1) 市防災会議等への参加

市防災会議等には委員を推薦し参加するものとする。

(2) 本市との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

- ア 災害に関する情報の提供及び収集
- イ 災害応急対策及び災害復旧対策の推進

2 防災関係機関との協調

- (1) 内閣府・経済産業省・気象庁・警察・消防庁等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。
- (2) 地震発生時に国土交通省、内閣情報調査室、経済産業省等、防災関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達のルート及び情報交換のための収集・連絡体制を整備しておく。

3 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

第4節 災害予防に関する事項

表1-10-2 災害予防に関する事項に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株) 東彩ガス(株)	① 関係者に対する防災教育の実施 ② 防災訓練の実施 ③ ガス施設の災害予防措置の実施 ④ 防災業務設備の整備 ⑤ 資機材の確保及び整備 ⑥ ガス工作物の巡視・点検・調査等の実施 ⑦ 広報活動の実施

第1 防災教育

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規定等について社員等関係者に対する教育を実施する。

第2 防災訓練

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

第3 ガス施設の災害予防措置に関する事項

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 暴風雪・大雨対策

(1) ガス製造設備

浸水のおそれのある設備には防水壁・防水扉・排水ポンプ等の設置、及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。

暴風雪・大雨等の影響を受けやすい箇所の固定又は必要に応じて補強を行う。

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(2) ガス供給設備

暴風雪・大雨等の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線・橋りょう架管及び浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

2 地震対策

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、各社は次の処置を講ずる。

- (1) 活動体制の確立
- (2) 応急対策
- (3) 災害時における広報
- (4) 災害時における復旧用資機材の確保
- (5) 災害時における危険予防措置
- (6) 災害時における応急工事

第4 防災業務設備の整備

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

- (1) 地震計（S I 値又は最大速度値の測定機能を有するもの）
- (2) ガス漏れ警報設備

- (3) 火災報知器
- (4) 圧力計
- (5) 流量計

2 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

3 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- (1) 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- (2) 化学消防車、高所放水車
- (3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (4) 各種消火器具及び消火剤

4 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともにオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

5 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

6 連絡・通信設備

災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等を整備する。

7 コンピュータ設備

災害に備え、重要なコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講じる。

8 自家発電設備等

常用電力の停電時等において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等の整備をする。

9 防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信等の設備の充実をはかるとともに、必要に応じて什器・備品類の転倒防止等の措置を講ずる。

第5 災害対策用資機材等の確保及び整備

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

災害対策用資機材等の確保及び整備について、各社は次の処置を講ずる。

- 1 災害対策用資機材等の確保
- 2 車両の確保
- 3 代替熱源
- 4 生活必需品の確保
- 5 前進基地の確保

第6 ガス事故の防止

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

2 広報活動

(1) 日常の広報

お客様及び他工事関係工事会社等に対し、パンフレット等を利用しガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

(2) 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）、復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

第5節 災害応急対策に関する事項

表 1-10-3 災害応急対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	① 都市ガス施設の応急復旧対策
東彩ガス(株)	① 都市ガス施設の応急復旧対策

災害により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、各社に通知し、その速やかな措置について協力する。

各社が実施する応急復旧対策は、次のとおりである。

第1 活動体制の確立

【東京ガス株、東京ガスネットワーク株、東彩ガス株】

1 災害対策本部の設置

地震等、非常事態が発生又は予想される場合は、災害対策の実施に必要な活動基盤を強化して、速やかに非常の事態に対応しうる体制を設置する。

2 職員の動員

災害時は社内基準により自動動員するほか、連絡体制により必要な社員等を電話呼び出しする。

第2 応急対策

【東京ガス株、東京ガスネットワーク株、東彩ガス株】

1 非常事態発生時の安全確保

ガス漏洩により被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

2 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

第3 災害時における広報

【東京ガス株、東京ガスネットワーク株、東彩ガス株】

1 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

2 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

第4 災害時における復旧用資機材の確保

【東京ガス株、東京ガスネットワーク株、東彩ガス株】

災害復旧は、復旧資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。

また、この確保が困難な場合は、市災害対策本部等に依頼して、迅速な確保を図る。

第5 災害時における危険予防措置

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれのある場合は、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。

2 地震発生時の供給停止判断

災害が発生した場合や大きな災害が確認された場合には、当該低圧ブロックについて即時にガスの供給を停止する。

第6 災害時における応急工事

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

2 応急工事における安全確保等

応急工事は、維持災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

第6節 災害復旧に関する事項

表1-10-4 災害復旧に関する事項に係る実施項目

担当部署	実施項目
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株) 東彩ガス(株)	① 復旧計画の策定 ② 復旧作業の実施

第1 復旧計画の策定

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧手順及び方法
- (2) 復旧要員の確保及び配置
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の期間
- (5) 供給停止需要家等への支援
- (6) 宿泊施設の手配、食料等の調達
- (7) その他必要な対策

2 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

第2 復旧作業の実施

【東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、東彩ガス(株)】

1 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

2 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順で行う。

(1) 高・中圧導管の復旧作業

- ア 区間遮断
- イ 漏えい調査
- ウ 漏えい箇所の修理
- エ ガス開通

(2) 低圧導管の復旧作業

- ア 閉栓作業
- イ 復旧ブロック内の巡回調査
- ウ 被災地域の復旧ブロック化
- エ 復旧ブロック内の漏えい検査
- オ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- カ 本支管混入空気除去
- キ 灯内内管の漏えい検査及び修理
- ク 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ケ 開栓

第11章 文化財災害対策計画

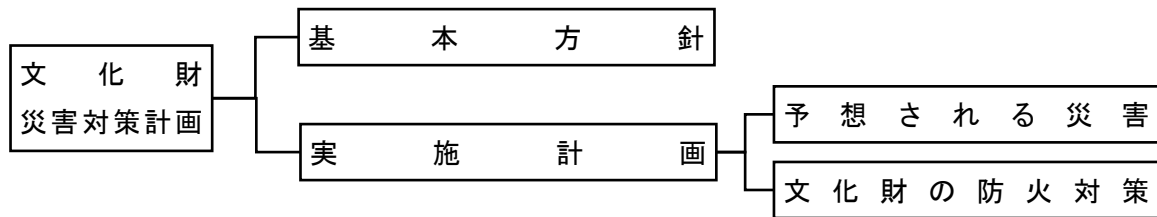


図1-11-1 文化財災害対策計画に係る施策の体系

第1節 基本方針

市内に存在する貴重な文化財を正しく後世に伝えるため、災害から保護・保全するための対策について定める。

文化財そのものを保護するための防災対策はもちろん、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めるための施策も重要である。

第2節 実施計画

表1-11-1 実施計画に係る実施項目

担当部署	実施項目
教育部	① 文化財の防災対策の実施 ② 防火施設の整備強化 ③ 文化財の防火思想の広報 ④ 所有者への啓発

第1 予想される災害

【教育部】

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などにより失われることが予想されるが、そのほとんどが火災によって失われているのが現状である。

第2 文化財の防火対策

【教育部】

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期するものとする。

1 火災予防体制

- (1) 防火管理体制の整備
- (2) 文化財に対する環境の整備
- (3) 火気使用の制限

- (4) 火気の厳重警戒と早期発見
- (5) 自衛消防と訓練の実施
- (6) 火災発生時における措置の徹底

2 防火施設の整備強化

- (1) 自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (2) 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- (3) 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

3 その他

- (1) 文化財に対する防火思想の普及徹底のための映画会、講習会等の広報活動
- (2) 所有者に対する啓発
- (3) 管理保護についての助言と指導
- (4) 防災施設に対する助成

第12章 周辺火山噴火対策計画

火山の噴火災害では、噴石・火砕流による災害や、溶岩流による災害の対策が必要となるが、本市まで影響を及ぼす火山はない。しかしながら、富士山など周辺の火山が噴火した場合に、大量の降灰等の発生が予想され、これによる被害や事故等の災害が懸念される。

本市は、大量の降灰によりどのような災害となるかを想定し、これに対処するための予防計画、応急対策等を検討する。

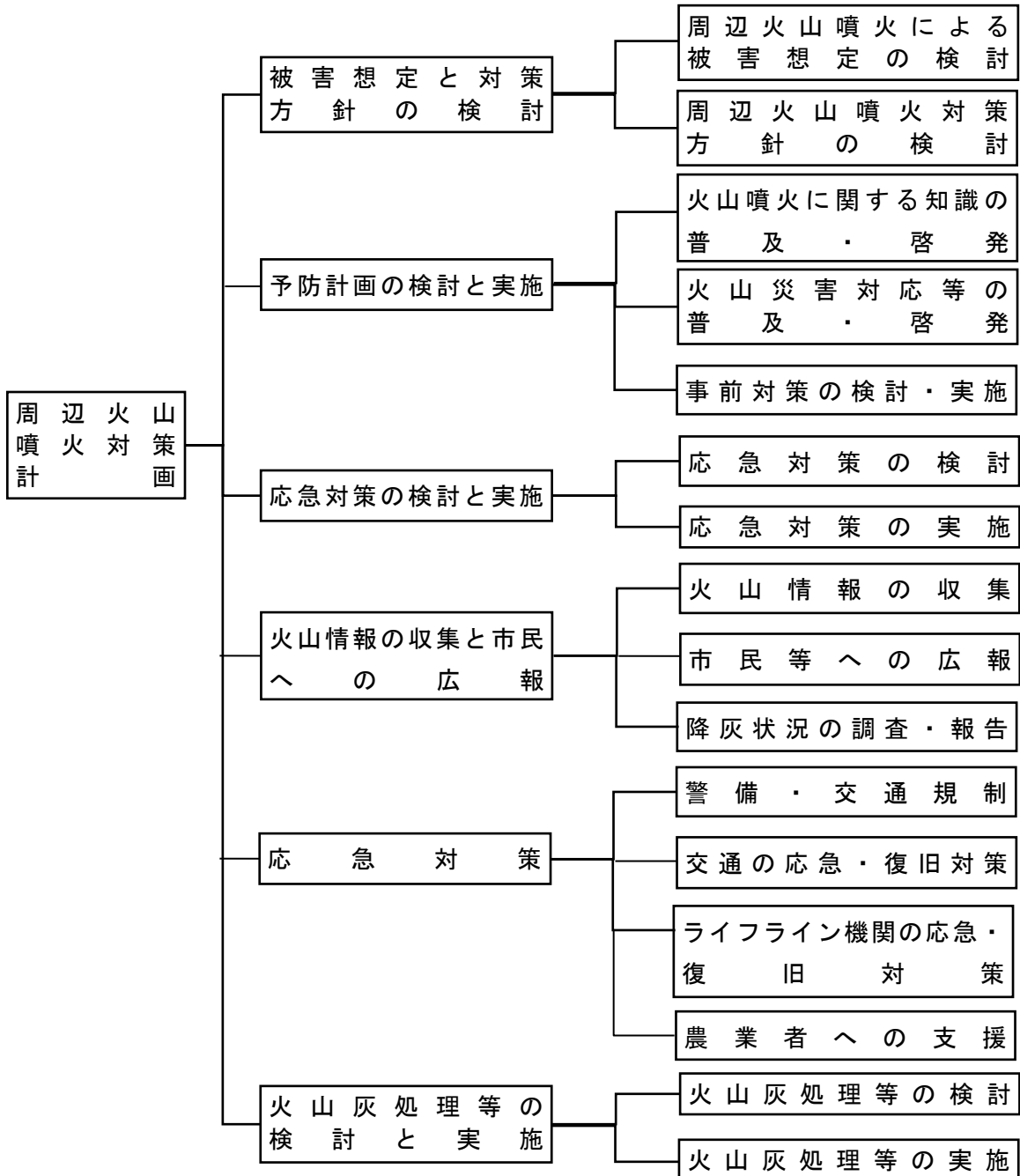


図1-12-1 周辺火山噴火対策に係る計画の体系

第1節 被害想定と対策方針の検討

表1-12-1 被害想定と対策方針の検討に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 被害想定 of 検討 ② 対策方針 of 検討 ③ 広報体制 of 整備
秘書・広報部	① 広報活動に係る方針 of 検討 ② 広報体制 of 整備
施設復旧部	① 道路交通・道路施設に係る対策方針 of 検討 ② 河川施設に係る対策方針 of 検討 ③ 下水道施設に係る対策方針
復旧計画部	① 公共交通機関の安全に係る対策方針 of 検討
経済部	① 農産物被害に係る対策方針 of 検討
水道部	① 浄水場施設に係る対策方針 of 検討
環境部	① 環境保全対策方針 of 検討 ② 火山灰処理対策方針 of 検討
保健衛生部	① 市民、生徒、児童、園児の安全対策方針 of 検討
福祉部	① 市民、生徒、児童、園児の安全対策方針 of 検討
教育部	① 市民、生徒、児童、園児の安全対策方針 of 検討
子ども未来部	① 市民、生徒、児童、園児の安全対策方針 of 検討

第1 周辺火山噴火による被害想定 of 検討

【総括部】

本市には対象となる火山はないが、富士山など周辺の活火山が噴火した場合に、大量の降灰等の発生が予想され、これによる被害や事故等の災害が懸念される。

大量の降灰等が発生した場合、視界不良となり交通機関などに影響を与えると考えられる。

また、降雨等により大量の火山灰が排水施設を不能にし、浸水被害につながることも予想される。この他に、農産物に対する被害や、市民の健康被害等が懸念される。

本市に影響を及ぼすおそれのある火山としては、富士山及び浅間山がある。過去の噴火では、本市域にも降灰が発生しており、これらの被害想定を検討し、どのようにこれらの災害に備えるべきかを検討する必要がある。

1 富士山

小御岳(こみたけ)・古富士の両火山上に生成した成層火山で、1707年の噴火では南東山腹から噴火し、江戸方面への大量の降灰など甚大な被害を及ぼした。富士山火山防災マップ(富士山火山防災会議協議会)では、さいたま市で2cm以上の降灰が想定されている。

2 浅間山

群馬と長野県境にあり、複雑な形成史をもっている。約1万年前からは前掛火山が活動を開始し、これまでに10回余りの大規模な噴火と中小規模噴火を繰り返してきた。現在も山頂火口は常時噴気があり、最近でも噴火を繰り返している。1959年、2004年、2009年の噴火では関東地方南部まで降灰が確認されている。

第2 周辺火山噴火対策方針の検討

【総括部、秘書・広報部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】

次のような事項について対策方針の検討が必要である。

- 1 市民生活の安全対策、健康管理、市民が個々に取りべき対策とこれらに関する広報、普及・啓発
- 2 災害発生時の情報の伝達、国、県との連携、市民への注意・警報
- 3 視界不良時の交通安全、道路規制等
- 4 農産物等への被害軽減
- 5 上下水道施設への影響の軽減
- 6 環境保全、火山灰処理対策
- 7 河川施設等、本市の保有施設の保全
- 8 広報体制の整備
- 9 その他

第2節 予防計画の検討と実施

表 1-12-2 予防計画の検討と実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 予防計画の検討 ② 市民に対する普及・啓発
情報・避難部	① 火山灰による空調障害に係る電算機器等への対策
施設復旧部	① 道路交通・道路施設に係る予防計画の検討・実施 ② 河川施設に係る予防計画の検討・実施 ③ 下水道施設に係る予防計画の検討・実施
復旧計画部	① 公共交通機関の安全に係る予防計画の検討・実施
経済部	① 農産物被害に係る予防計画の検討・実施
水道部	① 浄水場施設に係る予防計画の検討・実施
環境部	① 環境保全予防計画の検討・実施 ② 火山灰処理事前準備の検討・実施
保健衛生部	① 市民、児童、生徒、園児の安全予防計画の検討・実施
福祉部	① 市民、児童、生徒、園児の安全予防計画の検討・実施
教育部	① 市民、児童、生徒、園児の安全予防計画の検討・実施
子ども未来部	① 市民、児童、生徒、園児の安全予防計画の検討・実施

第1 火山噴火に関する知識の普及・啓発

【総括部】

火山現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性や、周辺の火山に関する知識の普及・啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

第2 火山災害対応等の普及・啓発

【総括部】

周辺火山噴火時の降灰による災害について、市民の安全と健康の維持のための実行可能な対処方法等を広報し、普及・啓発に努める。

また、市民が個々に行える火山灰処理等についても周知し、本市との連携を図る。

第3 事前対策の検討・実施

【総括部、情報・避難部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】

周辺火山噴火時の降灰による災害について、事前に実行可能な次の事項を検討し実施する。

- 1 市民生活の安全、健康管理等に関する事前対策の具体的方法
- 2 災害発生時の情報の伝達、国、県との連携、市民への注意・警報等の事前対策
- 3 火山灰による空調障害に係る電算機器等への対策
- 4 火山灰による目、鼻等の粘膜質への被害、肺への被害等、市民や児童生徒、園児の安全予防対策
- 5 視界不良時の交通安全、道路規制の事前対策
- 6 農産物等への被害軽減の事前対策
- 7 上下水道施設への影響の軽減の事前対策
- 8 環境保全、火山灰処理の事前対策
- 9 河川施設等、本市の保有施設の保全の事前対策
- 10 その他

第3節 応急対策の検討と実施

表1-12-3 応急対策の検討と実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 応急対策の検討 ② 応急対策の実施
情報・避難部	① 火山灰による空調障害に係る電算機器等への対策
施設復旧部	① 道路交通・道路施設に係る応急対策の検討・実施 ② 河川施設に係る応急対策の検討・実施 ③ 下水道施設に係る応急対策の検討・実施
復旧計画部	① 公共交通機関の安全に係る応急対策の検討・実施
経済部	① 農産物被害に係る応急対策の検討・実施
水道部	① 浄水場施設に係る応急対策の検討・実施
環境部	① 環境保全応急対策の検討・実施 ② 火山灰処理応急対策の検討・実施
保健衛生部	① 市民、生徒、児童、園児の安全応急対策の検討・実施
福祉部	① 市民、生徒、児童、園児の安全応急対策の検討・実施
教育部	① 市民、生徒、児童、園児の安全応急対策の検討・実施
子ども未来部	① 市民、生徒、児童、園児の安全応急対策の検討・実施

第1 応急対策の検討

【総括部、情報・避難部、施設復旧部、復旧計画部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】

周辺火山噴火時の降灰による災害について、次の事項について災害の発生時に実行可能な応急対策を検討する。

- 1 災害情報の伝達
- 2 市有施設の安全管理
- 3 空調管理及び電算機器使用制限等
- 4 市民、児童生徒等の外出抑制、防護メガネ・マスク等の奨励
- 5 視界不良時の交通安全、道路規制
- 6 農産物等への被害軽減対策
- 7 上下水道施設の被害軽減対策
- 8 環境保全、火山灰処理対策
- 9 河川の安全対策等
- 10 その他

第2 応急対策の実施

【総括部、情報・避難部、施設復旧部、経済部、水道部、環境部、保健衛生部、福祉部、教育部、子ども未来部】

周辺火山噴火時の降灰による災害について、災害の発生時には次の応急対策を実施する。

- 1 災害対策本部等の実施体制の構築
- 2 情報伝達体制の整備
- 3 火山情報の収集と市民への広報
- 4 降灰・被害状況の調査
- 5 交通対策
- 6 火山灰処理

第4節 火山情報の収集と市民への広報

表1-12-4 応急対策の検討と実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 火山情報の収集 ② 関係機関への伝達 ③ 県への報告
秘書・広報部	① 市民等への広報
各部	① 被害情報等の調査

第1 火山情報の収集

【総括部】

富士山及び浅間山ほか、市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合は、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

表 1-12-5 気象庁が発表する火山に関する情報や資料の解説

情報名	概要
噴火警報・予報	噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表される。 また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報が発表される。
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説される情報が発表される。
噴火に関する火山観測報	噴火発生時に、発生時刻や噴煙高度等が発表される。
降灰予報	一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。 1 発表基準 噴煙の高さがおおむね3000m以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に発表 2 内容 噴火発生からおおむね6時間後までに降灰が予想される地域 3 発表時期 第1報は噴火のおおむね30～40分後。噴火の様態や継続状況等を観測して必要に応じ第2報を発表し、その後も噴火が継続した場合は必要に応じて発表する。
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

第2 市民等への広報

【総括部、秘書・広報部】

降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、防災行政無線、メール配信（緊急速報メール、防災行政無線メール）、広報車、ホームページ、SNS等により、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を周知する。

表 1-12-6 降灰への注意喚起例

降灰への注意・心がけ	
1	降灰がひどい時は、外出を控える。
2	降灰のひどい時に外出する場合は、帽子・マスク・長袖を着用したり、傘などを利用したりする。
3	外出から帰ったら、うがいをする。
4	顔や手など露出部分についた灰は洗い落とす。
5	降灰が目に入らないよう注意する。もし、目に入ったら、こすらずにきれいな水で目を洗う。取れにくいときは、専門医（眼科医）を受診する。
6	家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
7	自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。 また、滑りやすくなるため、スリッパに注意する。

第3 降灰状況の調査・報告

【総括部、財政・被害調査部、各部】

1 降灰・被害状況の調査

降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

表 1-12-7 降灰調査項目

降灰調査項目	
1	降灰の有無・堆積の状況
2	時刻・降灰の強さ
3	構成粒子の大きさ
4	構成粒子の種類・特徴等
5	堆積物の採取
6	写真撮影
7	降灰量・降灰の厚さ
8	構成粒子の大きさ

2 県への伝達

降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

第5節 応急対策

表 1-12-8 応急対策の検討と実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
経済部	① 農業者への支援
警察署	① 交通規制、災害警備の実施
道路管理者・鉄道事業者・施設復旧部	① 道路、交通機関の応急・復旧対策の実施

第1 警備・交通規制

【警察署】

降灰による様々な都市機能の低下による社会的混乱や、視界不良等による交通の混乱が発生することが想定される。このため、警察署は、犯罪の予防、取り締まりを行う。

また、降灰時には、視界不良による衝突事故やスリッパ事故等が発生することが予想されるため、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するた

め交通規制を実施する。

第2 交通の応急・復旧対策

【道路管理者・鉄道事業者】

道路管理者及び鉄道事業者は、降灰により、施設が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第3 ライフライン機関の応急・復旧対策

【ライフライン機関】

ライフライン機関は、それぞれの活動体制を確立し、機能の維持のため応急対策活動を実施する。

第4 農業者への支援

【経済部】

本市は、農業協同組合等関係団体と協力し、農産物への被害を最小限に防ぐため、次の応急対策の実施に努める。

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第6節 火山灰処理等の検討と実施

表1-12-9 火山灰処理等の検討と実施に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 火山灰処理に関する各部の調整
秘書・広報部	① 市民に対する広報
情報・避難部	① 火山灰による空調障害に係る電算機器への対策
財政・被害調査部	① 一時仮置場の確保 ② 克灰袋の確保
復旧計画部	② 一時仮置場の確保
施設復旧部	① 道路交通・道路施設の粉塵処理の検討・実施 ② 河川施設の火山灰処理の検討・実施 ③ 下水道施設の火山灰処理の検討・実施
経済部	① 農業生産地等の火山灰処理の検討・実施
水道部	① 浄水場施設の火山灰処理の検討・実施
環境部	① 火山灰処理の検討・実施 ② 一時仮置場・最終処分場の確保
市民部	① 相談窓口の開設
区本部	① 相談窓口の開設

第1 火山灰処理等の検討

【総括部、秘書・広報部、情報・避難部、
財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部、
経済部、水道部、環境部、市民部、区本部】

周辺火山噴火時の降灰による災害の発生の後に行う、火山灰処理量の把握、粉塵の収集・運搬、一時仮置場の設置、最終処分場の確保、最終処分等の方法などを検討する。

火山灰が大量に発生した場合、その収集・運搬は困難であり、一時仮置場に集積させて、最終処分場に運ぶなどのシステム化が必要となる。最終処分場については、県外の民間業者を活用することも考えられる。

また、環境に悪影響を与えないように処分を行うことも、検討が必要である。

国、県との連携をとりながら、火山灰の再利用などのノウハウ等の情報も必要となる。

第2 火山灰処理等の実施

【総括部、秘書・情報・避難部、
財政・被害調査部、復旧計画部、施設復旧部、
経済部、水道部、環境部、市民部、区本部】

火山灰処理等の実施に関しては、風水害対策編第1部第14章第1節に示す廃棄物処理を行う。

1 火山灰処理の基本方針

次の方針で火山灰処理を実施する。

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。
- (2) 民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (3) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。

また、各事業者から排出された灰については、各事業者（各施設管理者）の責任において処理するものとする。

2 火山灰処理計画の策定

(1) 火山灰処理量の把握

市民からの相談や情報も活用し、必要となる火山灰処理量を把握する。

(2) 収集・運搬計画

一時仮置場を適宜設置し、収集・運搬計画を策定する。

(3) 最終処分計画

最終処分場を確保し、最終処分計画を策定する。

(4) 環境配慮、市民・作業員の健康配慮

火山灰が危険物を含まないか否かを検査するとともに、作業中の環境汚染の防止、市民・作業員の健康維持に配慮する。

3 火山灰の収集

本市は、一般家庭が集めた灰の、指定場所への出し方や回収について周知する。

4 火山灰処理等の実施

火山灰処理計画に基づいて、火山灰処理を実施する。市で対応が困難な場合は、県に広域的な処分の調整を要請する。

5 その他の対応

降灰の被害状況に対応して、指定避難所の開設及び収容、健康相談等、必要な対策を実施する。

第2部 その他の災害対策計画

激しい上昇気流を持つ積乱雲が発生した場合には雷とともに雹が発生することがあり、平成26年6月には東京都三鷹市や調布市に大粒の雹が大量に降り、車両や農作物等の被害のほか雹の堆積や浸水等が発生した。

また、濃霧が発生した場合には視界不良のため車両の衝突事故等が発生するおそれがあり、欧米各地では数十台から百数十台に及ぶ大事故が発生した事例がある。

本市においては、過去にこれらの災害による大きな被害は無いものの、発生の危険性は十分にあることから、その対応策を検討し策定する。

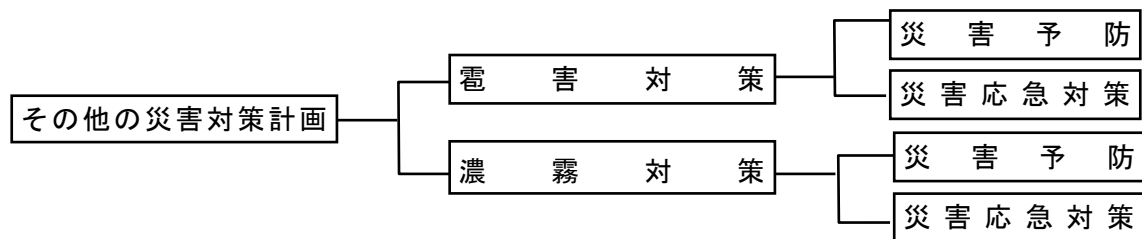


図2-1-1 その他の災害対策計画に係る対策の体系

第1章 雹害対策

表2-1-1 雹害対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
各部	① 関係者への気象情報の伝達
総括部	① 気象情報の取得
情報・避難部	① 各部の被災情報の収集、関係部への伝達
経済部	① 農産物等の被害軽減対策の検討・実施 ② 商工業・農林業の被害把握、復旧支援
区本部	① 罹災証明書、被災届出受理証の発行 ② 罹災証明書発行に関する広報、相談
施設復旧部 道路管理者	① 街路樹、側溝等の被害軽減対策の検討・実施 ② 道路被害情報の収集、堆積した雹の除去、排水等の応急措置
警察	① 交通規制等の検討・実施

第1節 災害予防

第1 道路対策

【施設復旧部】

降雹による落ち葉や側溝への堆積等を軽減するため、街路樹の強剪定や雨水升の改良等に努める。

第2 農業対策

【経済部】

農業協同組合等を通じて、気象情報等に留意した農作物の被害軽減措置（果樹の多目的防災網等）の普及に努める。

第2節 災害応急対策

第1 情報収集

【各部、区本部】

気象台から竜巻注意情報が発表された場合や雷注意報において雹による災害の注意喚起が付加された場合等には、状況に応じて市民等へ雹への注意を呼びかける。

第2 応急措置

【各部、区本部、警察】

雹害は局地性が強く、被害区域は細長い長円形又は帯状になることが多いことから、被害調査や各種応急措置を速やかに実施するものとする。

- 1 大量の雹が降り積もった場合は、警察署に現場周辺の交通規制を要請する。
- 2 建設業者等の協力を得て、堆積した雹の除去や排水等を円滑に行う。
- 3 罹災証明書や被災届出受理証等を速やかに発行し、税の減免等の支援を推進する。
- 4 農業協同組合等を通じて、農作物の損傷に伴う病害の防止措置、被災農林業者への災害復旧資金の融資等を推進する。

第2章 濃霧対策

表2-2-1 濃霧対策に係る実施項目

担当部署	実施項目
総括部	① 気象情報の取得
施設復旧部 道路管理者	① 道路の防霧対策の検討・実施 ② 通行規制、事故発生時の応急措置
警察	① 交通規制等の検討・実施

第1節 災害予防

【道路管理者】

各道路管理者は、濃霧が発生しやすい区間について、防霧工、霧除去ネット、視線誘導灯、路上照明、固定標識、霧監視カメラ、煙霧透過率計、霧警戒表示板、視程確認表示板等の安全対策施設の研究を行う。

また、運転者へ霧発生時の安全運転についての啓発に努める。

第2節 災害応急対策

【道路管理者】

各道路管理者は、霧の状況に応じて速度規制や通行止め等の措置に努める。

その他、霧による衝突事故等が発生した場合は、本編第1部第4章第2節に準じて各種応急措置を実施する。

さいたま市地域防災計画 大規模事故等対策編

作成 平成13年5月 1日

修正 平成14年3月25日
平成15年3月20日
平成17年1月24日
平成18年3月22日
平成19年3月14日
平成21年3月27日
平成24年6月 4日
平成27年3月11日
平成30年3月20日
令和 3年7月30日
令和 6年3月14日

発行 令和6年3月

編集発行 さいたま市防災会議

〔事務局〕 さいたま市総務局危機管理部防災課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
TEL 048-829-1126
